

【公開版】

提出年月日	令和2年2月17日	R6
日本原燃株式会社		

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る  
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第7条：地震による損傷の防止

# 目 次

## 1 章 基準適合性

### 1. 基本方針

#### 1. 1 要求事項の整理

#### 1. 2 要求事項に対する適合性

#### 1. 3 規則への適合性

### 2. 耐震設計

#### 2. 1 安全機能を有する施設の耐震設計

##### 2. 1. 1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針

##### 2. 1. 2 耐震設計上の重要度分類

##### 2. 1. 3 地震力の算定法

##### 2. 1. 4 荷重の組合せと許容限界

##### 2. 1. 5 設計における留意事項

##### 2. 1. 6 主要施設の耐震構造

## 2 章 補足説明資料

## 1章 基準適合性

## 1. 基本方針

### 1. 1 要求事項の整理

地震による損傷の防止について、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「事業許可基準規則」という。）とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針（以下、「MOX指針」という。）の比較により、事業許可基準規則第7条において追加された要求事項を整理する。（第1表）

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(1 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第7条第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされることをいう。この場合、上記の「弾性範囲の設計」とは、施設を弾性体とみなして応力解析を行い、施設各部の応力を許容限界以下に留めることをいう。また、この場合、上記の「許容限界」とは、必ずしも厳密な弾性限界ではなく、局部的に弾性限界を超える場合を容認しつつも施設全体としておおむね弾性範囲に留まり得ることをいう。</p> <p>(解釈)</p> <p>3 第7条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する安全機能を有する施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p>	<p>指針13. 地震に対する考慮</p> <p>MOX燃料加工施設は、想定されるいかなる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していること。また、建物・構築物は十分な強度・剛性及び耐力を有する構造とすること。</p> <p>(解説)</p> <p>1. 十分な「強度」を有する構造とは、建物・構築物に常時作用している荷重、運転時に作用する荷重及び想定される地震力が、建物・構築物に同時に作用した時にその結果発生する応力が、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度以下である構造をいう。</p> <p>十分な「剛性」を有する構造とは、その際に発生する変形が、過大とならないような剛性を有している構造をいう。</p> <p>十分な「耐力」を有する構造とは、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重要度に応じた妥当な安全余裕を有している構造をいう。</p> <p>2. 基準地震動の策定、耐震設計方針等</p> <p>基準地震動の策定、耐震設計方針、荷重の組合せと許容限界及び地震随件事象に対する考慮については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考とするものとする。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表( 2 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>一ブルトニウムを取り扱う加工施設</p> <p>① Sクラス(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。</li> <li>・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準(以下「建築基準法等の規格等」)による許容応力度を許容限界とすること。</li> <li>・機器・配管系については、通常時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせた荷重条件に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。なお、「事故時に生じる」荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮すること。</li> </ul>	<p>(前頁と同様)</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表( 3 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>② Bクラス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行うこと。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。</li> <li>・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の規格等による許容応力度を許容限界とすること。</li> <li>・機器・配管系については、通常時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</li> </ul>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(4 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>③ Cクラス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。</li>   <li>・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の規格等による許容応力度を許容限界とすること。</li>   <li>・機器・配管系については、通常時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</li> </ul>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(5 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>(解釈) 2 第7条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)をいう。安全機能を有する施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。</p>	<p>指針13. 地震に対する考慮</p> <p>1. 耐震設計上の重要度分類</p> <p>MOX燃料加工施設の耐震設計上の施設別重要度を、地震により発生する可能性のある環境への放射線による影響の観点から、次のように分類する。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(6 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>一 プルトニウムを取り扱う加工施設 以下のクラスに分類するものとする。</p> <p>① Sクラス 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいい、例えば次の施設が挙げられる。</p> <p>a) MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</p> <p>b) 上記 a)に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</p> <p>c) 上記 a)及び b)の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p> <p>上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故あたり5ミリシーベルトを超えることをいう。</p>	<p>(1) 機能上の分類 Sクラス…以下に示す機能を有する施設であって、環境への影響の大きいもの。</p> <p>① 自ら放射性物質を内蔵しているか又は内蔵している施設に直接関係しており、その機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のあるもの。</p> <p>② 放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要なもの。</p> <p>③ 上記のような事故発生の際に、外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要なもの。</p> <p>(2) クラス別施設 上記耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を以下に示す。</p> <p>① Sクラスの施設</p> <p>1) MOXを非密封で取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による一般公衆への放射線の影響が大きいもの。</p> <p>2) 上記1)に関連する設備・機器で放射性物質の外部に対する放散を抑制するための設備・機器</p> <p>3) 上記1)及び2)の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(7 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>② Bクラス 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設をいい、例えば次の施設が挙げられる。</p> <p>a) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの。(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b) 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>③ Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。</p>	<p>(1) 機能上の分類 Bクラス…上記において影響が比較的小さいもの。</p> <p>(2) クラス別施設 ② Bクラスの施設</p> <p>1) 核燃料物質を取扱う設備・機器又はMOXを非密封で取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による一般公衆への放射線の影響が比較的小さいもの。(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による一般公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>2) 放射性物質の外部に対する放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(1) 機能上の分類 Cクラス…Sクラス、Bクラス以外であって、一般産業施設と同等の安全性を保持すればよいもの。</p> <p>(2) クラス別施設 ③ Cクラスの施設 上記Sクラス、Bクラスに属さない施設</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(8 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>(解釈) 4 第7条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。 一 プルトニウムを取り扱う加工施設 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「実用炉設置許可基準解釈」という。)第4条4の方法によること。</p> <p>(実用炉設置許可基準規則) 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。 一 弾性設計用地震動による地震力 ・弾性設計用地震動は、基準地震動(第4条第3項の「その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震」による地震動をいう。以下同じ。)との応答スペクトルの比率の値が、目安として0.5を下回らないような値で、工学的判断に基づいて設定すること。 ・弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定すること。なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について、必要に応じて考慮すること。 ・地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、十分な調査に基づく適切な解析条件を設定すること。 ・地震力の算定過程において建物・構築物の設置位置等で評価される入力地震動については、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮するとともに、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮すること。また、敷地における観測記録に基づくとともに、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、その妥当性が示されていること。</p>	<p>指針13. 地震に対する考慮</p> <p>2. 基準地震動の策定、耐震設計方針等 基準地震動の策定、耐震設計方針、荷重の組合せと許容限界及び地震随件事象に対する考慮については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考とするものとする。</p>	<p>水平2方向に関しては追加要求事項</p> <p>上記以外変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(9 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>(実用炉設置許可基準規則) 二 静的地震力</p> <p>① 建物・構築物 ・水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_o</math> を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とすること。 ・また、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回ることを確認が必要であり、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 <math>C_o</math> は1.0以上とすること。この際、施設の重要度に応じた妥当な安全余裕を有していること。 ・Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定すること。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とすること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表( 10 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>② 機器・配管系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記①に示す地震層せん断力係数<math>C_i</math>に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記①の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めること。</li> <li>・なお、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用させること。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とすること。なお、上記①及び②において標準せん断力係数<math>C_0</math>等を0.2以上としたことについては、発電用原子炉設置者に対し、個別の建物・構築物、機器・配管系の設計において、それぞれの重要度を適切に評価し、それぞれに対し適切な値を用いることにより、耐震性の高い施設の建設等を促すことを目的としている。耐震性向上の観点からどの施設に対してどの程度の割増し係数を用いれば良いかについては、設計又は建設に関わる者が一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定すること。</li> </ul>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表( 11 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>5 第7条第3項に規定する「基準地震動」は、実用炉設置許可基準解釈第4条5の方針により策定すること。</p> <p>(実用炉設置許可基準規則)</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一 基準地震動は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定すること。</p> <p>上記の「解放基盤表面」とは、基準地震動を策定するために、基盤面上の表層及び構造物が無いものとして仮想的に設定する自由表面であって、著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な広がりを持って想定される基盤の表面をいう。ここでいう上記の「基盤」とは、おおむねせん断波速度 <math>V_s = 700 \text{ m/s}</math> 以上の硬質地盤であって、著しい風化を受けていないものとする。</p>	<p>(比較文書なし)</p> <p>指針13. 地震に対する考慮</p> <p>2. 基準地震動の策定、耐震設計方針等</p> <p>基準地震動の策定、耐震設計方針、荷重の組合せと許容限界及び地震随件事象に対する考慮については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考とするものとする。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(12 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>二 上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」は、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震(以下「検討用地震」という。)を複数選定し、選定した検討用地震ごとに、不確かさを考慮して応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価を、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を反映して策定すること。</p> <p>上記の「内陸地殻内地震」とは、陸のプレートの上部地殻地震発生層に生じる地震をいい、海岸のやや沖合で起こるものを含む。</p> <p>上記の「プレート間地震」とは、相接する二つのプレートの境界面で発生する地震をいう。</p> <p>上記の「海洋プレート内地震」とは、沈み込む(沈み込んだ)海洋プレート内部で発生する地震をいい、海溝軸付近又はそのやや沖合で発生する「沈み込む海洋プレート内の地震」又は海溝軸付近から陸側で発生する「沈み込んだ海洋プレート内の地震(スラブ内地震)」の2種類に分けられる。</p> <p>なお、上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>①内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、活断層の性質や地震発生状況を精査し、中・小・微小地震の分布、応力場、及び地震発生様式(プレートの形状・運動・相互作用を含む。)に関する既往の研究成果等を総合的に検討し、検討用地震を複数選定すること。</p> <p>②内陸地殻内地震に関しては、次に示す事項を考慮すること。</p> <p>i) 震源として考慮する活断層の評価に当たっては、調査地域の地形・地質条件に応じ、既存文献の調査、変動地形学的調査、地質調査、地球物理学的調査等の特性を活かし、これらを適切に組み合わせた調査を実施した上で、その結果を総合的に評価し活断層の位置・形状・活動性等を明らかにすること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(13 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>ii) 震源モデルの形状及び震源特性パラメータ等の評価に当たっては、孤立した短い活断層の扱いに留意するとともに、複数の活断層の連動を考慮すること。</p> <p>③ プレート間地震及び海洋プレート内地震に関しては、国内のみならず世界で起きた大規模な地震を踏まえ、地震の発生機構及びテクトニクス的背景の類似性を考慮した上で震源領域の設定を行うこと。</p> <p>④ 上記①で選定した検討用地震ごとに、下記i)の応答スペクトルに基づく地震動評価及びii)の断層モデルを用いた手法による地震動評価を実施して策定すること。なお、地震動評価に当たっては、敷地における地震観測記録を踏まえて、地震発生様式及び地震波の伝播経路等に応じた諸特性(その地域における特性を含む。)を十分に考慮すること。</p> <p>i) 応答スペクトルに基づく地震動評価                      検討用地震ごとに、適切な手法を用いて応答スペクトルを評価のうえ、それらを基に設計用応答スペクトルを設定し、これに対して、地震の規模及び震源距離等に基づき地震動の継続時間及び振幅包絡線の経時的変化等の地震動特性を適切に考慮して地震動評価を行うこと。</p> <p>ii) 断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価                      検討用地震ごとに、適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定し、地震動評価を行うこと。</p> <p>⑤ 上記④の基準地震動の策定過程に伴う各種の不確かさ(震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角、アスペリティの位置・大きさ、応力降下量、破壊開始点等の不確かさ、並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさ)については、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮すること。</p>		変更無し

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(14 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>⑥ 内陸地殻内地震について選定した検討用地震のうち、震源が敷地に極めて近い場合は、地表に変位を伴う断層全体を考慮した上で、震源モデルの形状及び位置の妥当性、敷地及びそこに設置する施設との位置関係、並びに震源特性パラメータの設定の妥当性について詳細に検討するとともに、これらの検討結果を踏まえた評価手法の適用性に留意の上、上記⑤の各種の不確かさが地震動評価に与える影響をより詳細に評価し、震源の極近傍での地震動の特徴に係る最新の科学的・技術的知見を踏まえた上で、さらに十分な余裕を考慮して基準地震動を策定すること。</p> <p>⑦ 検討用地震の選定や基準地震動の策定に当たって行う調査や評価は、最新の科学的・技術的知見を踏まえること。また、既往の資料等について、それらの充足度及び精度に対する十分な考慮を行い、参照すること。なお、既往の資料と異なる見解を採用した場合及び既往の評価と異なる結果を得た場合には、その根拠を明示すること。</p> <p>⑧ 施設の構造に免震構造を採用する等、やや長周期の地震応答が卓越する施設等がある場合は、その周波数特性に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて他の施設とは別に基準地震動を策定すること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表( 15 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>三 上記の「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し、これらを基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること。</p> <p>なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>① 解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映するとともに、設定された応答スペクトルに対して、地震動の継続時間及び振幅包絡線の経時的变化等の地震動特性を適切に考慮すること。</p> <p>② 上記の「震源を特定せず策定する地震動」として策定された基準地震動の妥当性については、申請時における最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認すること。その際には、地表に明瞭な痕跡を示さない震源断層に起因する震源近傍の地震動について、確率論的な評価等、各種の不確かさを考慮した評価を参考とすること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(16 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>四 基準地震動の策定に当たっての調査については、目的に応じた調査手法を選定するとともに、調査手法の適用条件及び精度等に配慮することによって、調査結果の信頼性と精度を確保すること。</p> <p>また、上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」の地震動評価においては、適用する評価手法に必要な特性データに留意の上、地震波の伝播特性に係る次に示す事項を考慮すること。</p> <p>① 敷地及び敷地周辺の地下構造(深部・浅部地盤構造)が地震波の伝播特性に与える影響を検討するため、敷地及び敷地周辺における地層の傾斜、断層及び褶曲構造等の地質構造を評価するとともに、地震基盤の位置及び形状、岩相・岩質の不均一性並びに地震波速度構造等の地下構造及び地盤の減衰特性を評価すること。なお、評価の過程において、地下構造が成層かつ均質と認められる場合を除き、三次元的な地下構造により検討すること。</p> <p>② 上記①の評価の実施に当たって必要な敷地及び敷地周辺の調査については、地域特性及び既往文献の調査、既存データの収集・分析、地震観測記録の分析、地質調査、ボーリング調査並びに二次元又は三次元の物理探査等を適切な手順と組合せで実施すること。</p> <p>なお、上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」については、それぞれが対応する超過確率を参照し、それぞれ策定された地震動の応答スペクトルがどの程度の超過確率に相当するかを把握すること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(17 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>(解釈)</p> <p>6 第7条第3項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを満たすために、基準地震動に対する安全機能を有する施設の設計に当たっては、以下に掲げる方針によること。</p> <p>一 耐震重要施設のうち、二以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できること。</li> <li>・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し適切な安全余裕を有していること。</li> <li>・機器・配管系については、通常時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持すること。なお、上記により求められる荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。</li> </ul> <p>また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持すること。具体的には、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とすること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表( 18 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>なお、上記の「事故時に生じる」荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮すること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(19 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>なお、上記の「終局耐力」とは、構造物に対する荷重を漸次増大した際、構造物の変形又は歪みが著しく増加する状態を構造物の終局状態と考え、この状態に至る限界の最大荷重負荷をいう。</p> <p>また、耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計すること。この波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、事象選定及び影響評価の結果の妥当性を示すとともに、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用すること。</p> <p>なお、上記の「耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわない」とは、少なくとも次に示す事項について、耐震重要施設の安全機能への影響が無いことを確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</li> <li>・耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</li> <li>・建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</li> <li>・建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</li> </ul>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(20 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>(解釈) 7 第7条第3項に規定する「基準地震動による地震力」の算定に当たっては、実用炉設置許可基準解釈第4条7の方法によること。</p> <p>(実用炉設置許可基準規則) 7 第4条第3項に規定する「基準地震動による地震力」の算定に当たっては、以下に示す方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定すること。</li> <li>なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について、必要に応じて考慮すること。</li> <li>・基準地震動による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、十分な調査に基づく適切な解析条件を設定すること。</li> <li>・地震力の算定過程において建物・構築物の設置位置等で評価される入力地震動については、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮するとともに、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮すること。</li> </ul> <p>また、敷地における観測記録に基づくとともに、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、その妥当性が示されていること。</p>	<p>指針13. 地震に対する考慮 2. 基準地震動の策定、耐震設計方針等 基準地震動の策定、耐震設計方針、荷重の組合せと許容限界及び地震随件事象に対する考慮については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考とするものとする。</p>	<p>水平2方向に関しては追加要求事項  上記以外 変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(21 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>8 第7条第4項の適用に当たっては、実用炉設置許可基準解釈第4条8の規程を準用すること。</p> <p>(実用炉設置許可基準規則)</p> <p>8 第4条第4項は、耐震重要施設の周辺斜面について、基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、崩壊のおそれがある場合には、当該部分の除去及び敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講じることにより、耐震重要施設に影響を及ぼすことがないようにすることをいう。</p> <p>また、安定解析に当たっては、次の方針によること。</p> <p>一 安定性の評価対象としては、重要な安全機能を有する設備が内包された建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等に影響を与えるおそれのある斜面とすること。</p> <p>二 地質・地盤の構造、地盤等級区分、液状化の可能性及び地下水の影響等を考慮して、すべり安全率等により評価すること。</p> <p>三 評価に用いる地盤モデル、地盤パラメータ及び地震力の設定等は、基礎地盤の支持性能の評価に準じて行うこと。特に地下水の影響に留意すること。</p>	<p>指針13. 地震に対する考慮</p> <p>2. 基準地震動の策定、耐震設計方針等</p> <p>基準地震動の策定、耐震設計方針、荷重の組合せと許容限界及び地震随伴事象に対する考慮については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考とするものとする。</p>	<p>変更無し</p>

## 1. 2 要求事項に対する適合性

### ロ. 加工施設の一般構造

#### (1) 耐震構造

MOX燃料加工施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、事業許可基準規則に適合するように設計する。

なお、事業許可基準規則の解釈別記3に基づき、安全機能を有する施設を耐震重要度に応じて、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類する方針とする。

- ① 安全機能を有する施設は、地震力に対して十分耐えることができる構造とする。
- ② 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の観点から、耐震設計上の重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。

- ・ Sクラスの施設：自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であつ

て、環境への影響が大きいもの。

- ・ Bクラスの施設：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設。
- ・ Cクラスの施設：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。

- ③ 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。
- ④ Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- ⑤ 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的知見から想定することが適切なものを選定することとし、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。策定した基準地震動の応答スペクトルを第3図に、加速度時刻歴波形を第4図に示す。解放基盤表面は、敷地地下で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な拡がりをも有し、著しい風化を受けていない岩盤でS波速度がおおむね $0.7 \text{ km/s}$ 以上となる標高 $-70\text{m}$ とする。

また、弾性設計用地震動を以下のとおり設定する方針とする。

a. 地震動設定の条件

基準地震動との応答スペクトルの比率について、工学的判断として以下を考慮し、Ss-B 1 から B 5，Ss-C 1 から C 4 に対して

0.5,  $S_s-A$ に対して0.52と設定する。

- (a) 基準地震動との応答スペクトルの比率は、MOX燃料加工施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率に対応し、その値は0.5程度である。
- (b) 再処理施設と共用する施設に、基準地震動及び弾性設計用地震動を適用して耐震設計を行うものがあるため、設計に一貫性をとることを考慮し、基準地震動との応答スペクトルの比率は再処理施設と同様とする。

b. 弾性設計用地震動

震源を特定して策定する地震動 ( $S_s-A$ ,  $S_s-B$  1 から B 5) に対応する弾性設計用地震動の最大加速度は水平方向 $364.0\text{cm/s}^2$ 及び鉛直方向 $242.8\text{cm/s}^2$ , 震源を特定せず策定する地震動 ( $S_s-C$  1 から C 4) に対応する弾性設計用地震動の最大加速度は水平方向 $310.0\text{cm/s}^2$ 及び鉛直方向 $160.0\text{cm/s}^2$ である。

⑥ 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定方針

a. 地震応答解析による地震力

以下のとおり、地震応答解析による地震力を算定する方針とする。

(a) Sクラスの施設の地震力の算定方針

基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(b) Bクラスの施設の地震力の算定方針

Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設の影響検討に当たって、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定ま

る入力地震動を用いることとし、加えてSクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定する。

(c) 入力地震動の設定方針

建物・構築物の地震応答解析における入力地震動について、解放基盤表面からの伝播特性を考慮し、必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。

(d) 地震応答解析方法

地震応答解析方法については、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、解析手法の適用性、適用限界を考慮のうえ、解析方法を選定するとともに、調査に基づく解析条件を設定する。また、対象施設の形状、構造特性等を踏まえたモデル化を行う。

b. 静的地震力

以下のとおり、静的地震力を算定する方針とする。

(a) 建物・構築物の水平地震力

水平地震力について、地震層せん断力係数に、MOX燃料加工施設の耐震重要度分類に応じた係数（Sクラスは3.0、Bクラスは1.5及びCクラスは1.0）を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。

ここで、地震層せん断力係数は、標準せん断力係数を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

(b) 建物・構築物の保有水平耐力

保有水平耐力について、必要保有水平耐力を上回るものとし、必要保有水平耐力については、地震層せん断力係数に乗じる係数を1.0、標準せん断力係数を1.0以上として算定する。

(c) 設備・機器の地震力

設備・機器の地震力について、建物・構築物で算定した地震層せん断力係数にMO X燃料加工施設の耐震クラスに応じた係数に乗じたものを水平震度と見なし、その水平震度と建物・構築物の鉛直震度をそれぞれ20%増しとして算定する。

(d) 鉛直地震力

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力について、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性並びに地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。

(e) 標準せん断力係数の割増し係数

標準せん断力係数の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。

⑦ 荷重の組合せと許容限界の設定方針

a. 建物・構築物

以下のとおり、建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。

(a) 荷重の組合せ

通常時に作用している荷重、積雪荷重及び風荷重と地震力を

組み合わせる。

(b) 許容限界

Sクラスの建物・構築物について、基準地震動による地震力との組合せにおいては、建物・構築物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を有することとする。なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力が漸次増大し、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大荷重負荷とする。

Sクラス、Bクラス及びCクラスの建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せにおいては、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

b. 設備・機器

以下のとおり、設備・機器の荷重の組合せ及び許容限界を設定する方針とする。

(a) 荷重の組合せ

通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重と地震力を組み合わせる。

(b) 許容限界

Sクラスの設備・機器について、基準地震動による地震力との組合せにおいては、塑性ひずみが生ずる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の

設備・機器の動的機能要求については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

Sクラス、Bクラス及びCクラスの設備・機器について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せによる影響評価においては、応答が全体的におおむね弾性状態に留まることを許容限界とする。

#### ⑧ 波及的影響に係る設計方針

耐震重要施設は、以下のとおり、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。

a. 敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含めて、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。

(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響

(b) 耐震重要施設と下位クラスの施設との接続部における相互影響

(c) 建屋内における下位クラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響

(d) 建屋外における下位クラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響

b. 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を摘出する。

c. 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。

d. これら4つの観点以外に追加すべきものがないかを、原子力施設の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事象が抽出された場合

には、その観点を追加する。

### 1. 3 規則への適合性

事業許可基準規則第七条では、安全機能を有する施設に関する地震による損傷の防止について、以下の要求がされている。

(地震による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項及び第2項について

(1) 安全機能を有する施設は、耐震重要度に応じて以下に示すS、B及びCの3クラス（以下、「耐震重要度分類」という。）に分類し、それぞれに応じた耐震設計を行う。

- ・ Sクラスの施設：自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放

放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。

- ・ Bクラスの施設：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設。
- ・ Cクラスの施設：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。

(2) S, B及びCクラスの施設は、以下に示す地震力に対しておおむね弾性範囲に留まる設計とする。

- ・ Sクラス：弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力。
- ・ Bクラス：静的地震力  
共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震力。
- ・ Cクラス：静的地震力

a. 弾性設計用地震動による地震力

弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比

率の値が、目安として 0.5 を下回らないような値で、工学的判断に基づいて設定する。

## b. 静的地震力

### (a) 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数  $C_i$  に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

- ・ Sクラス 3.0
- ・ Bクラス 1.5
- ・ Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数  $C_i$  は、標準せん断力係数  $C_0$  を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数  $C_i$  に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数  $C_0$  は1.0以上とする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

### (b) 設備・機器

耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地

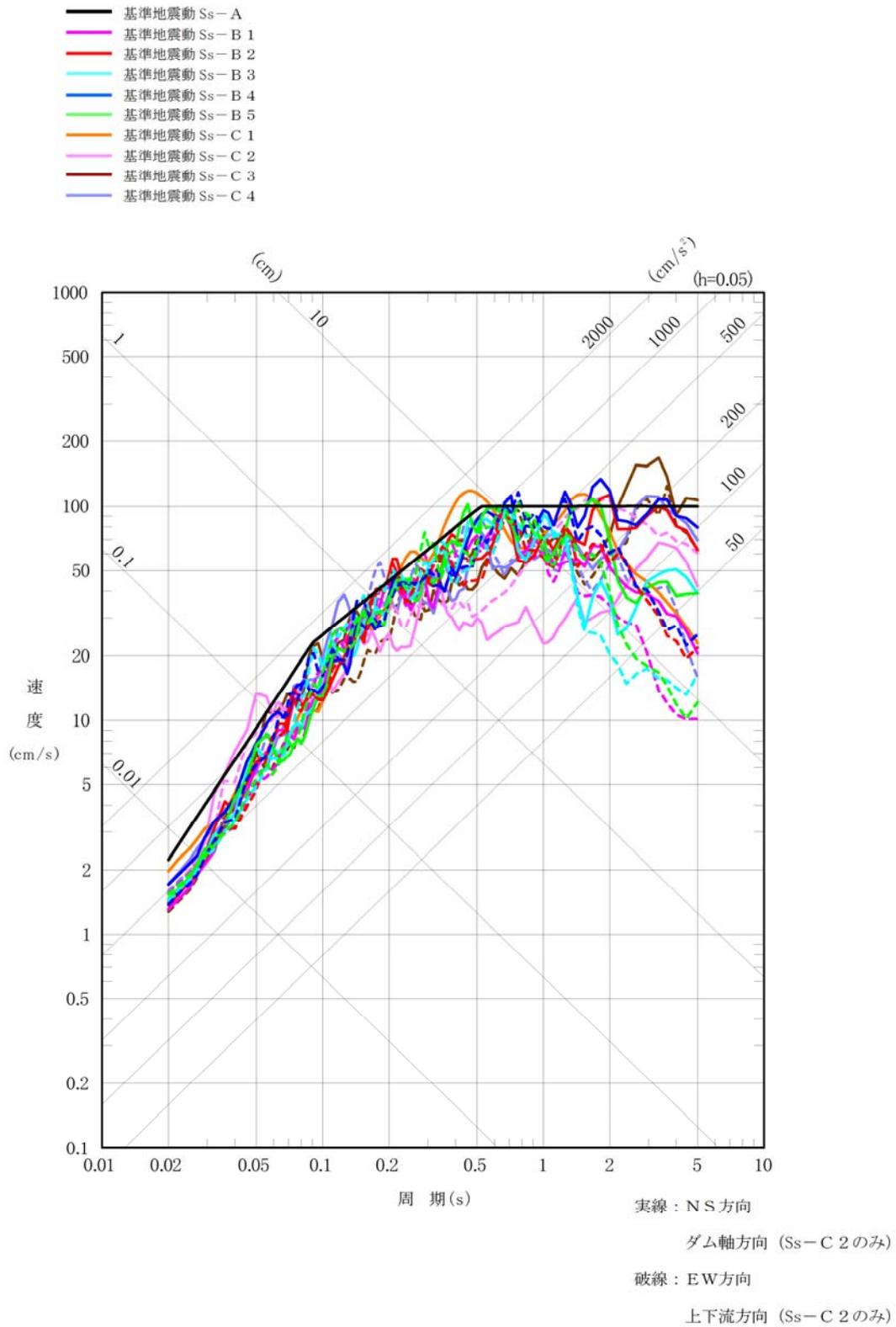
震層せん断力係数  $C_i$  に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。なお、水平地震力と鉛直地震力とは同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

### 第3項について

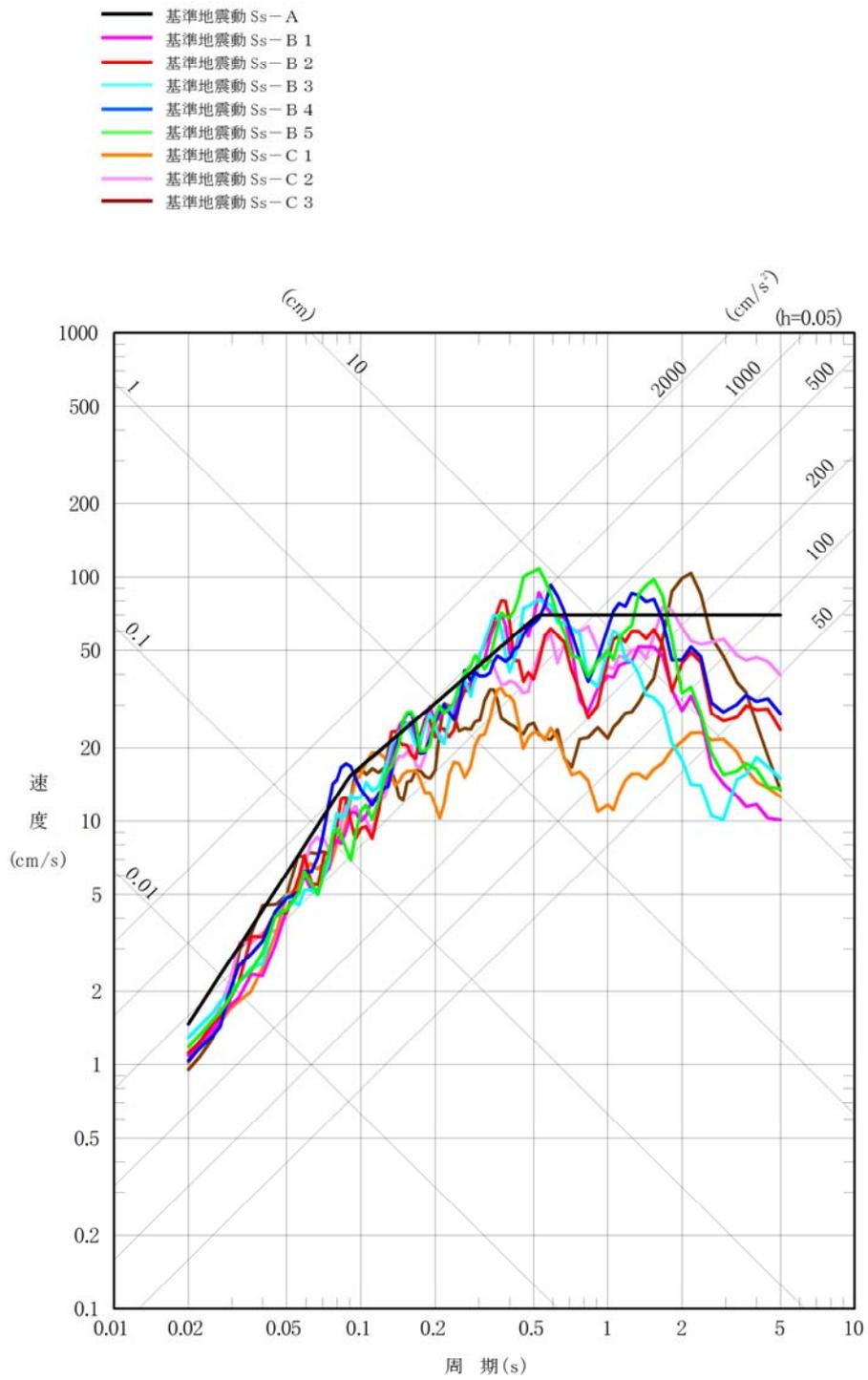
- (1) 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものを策定する。
- (2) 耐震重要施設は、基準地震動による地震力に対して安全機能を損なわれないよう設計する。

### 第4項について

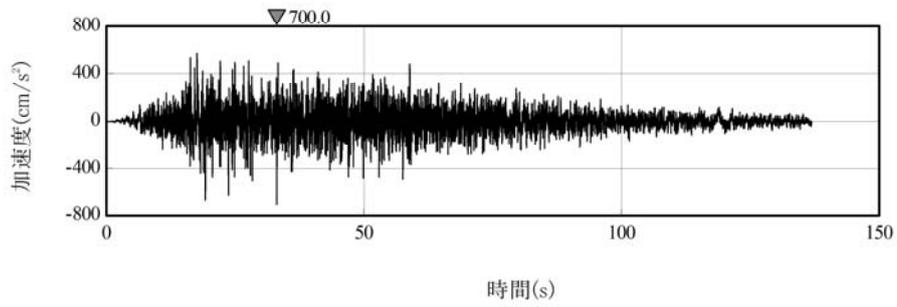
耐震重要施設周辺においては、基準地震動による地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。



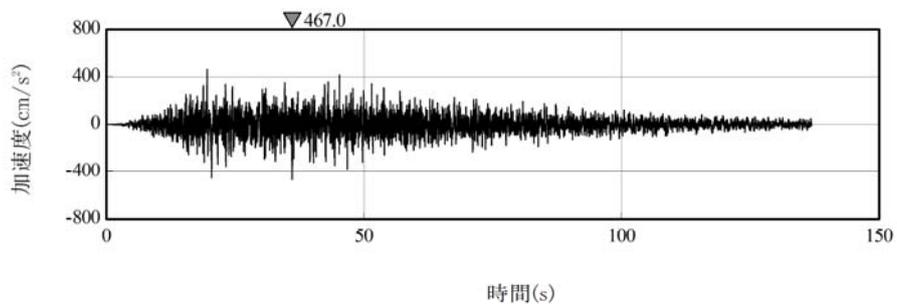
第3図(1) 基準地震動の応答スペクトル (水平方向)



第 3 図 (2) 基準地震動の応答スペクトル (鉛直方向)

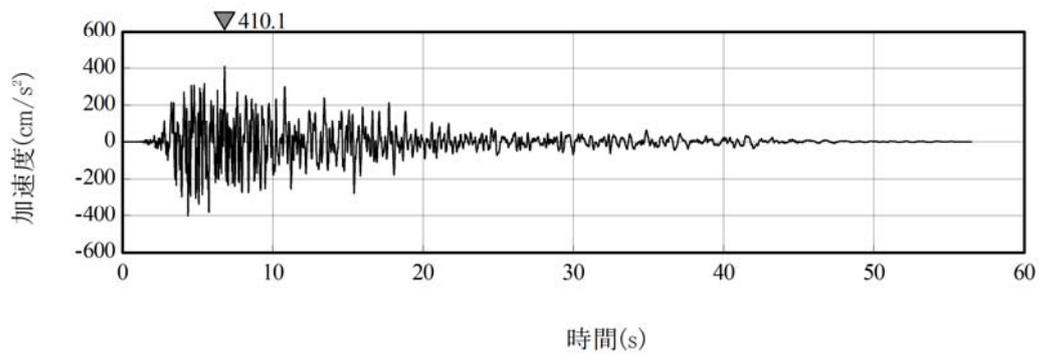


(a) 水平方向

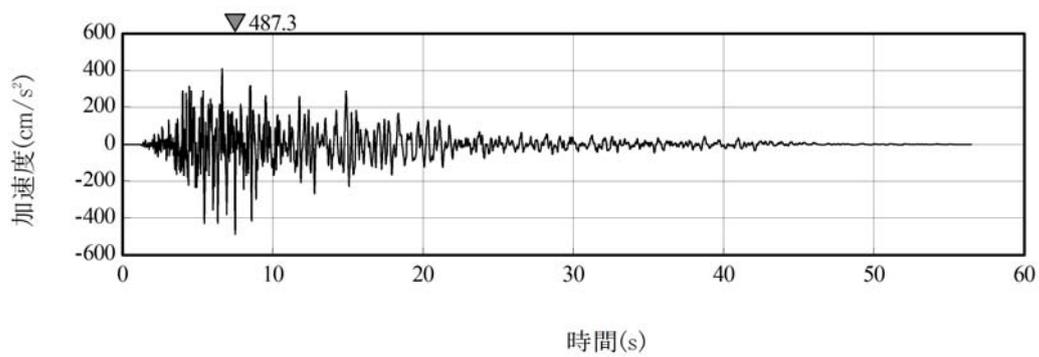


(b) 鉛直方向

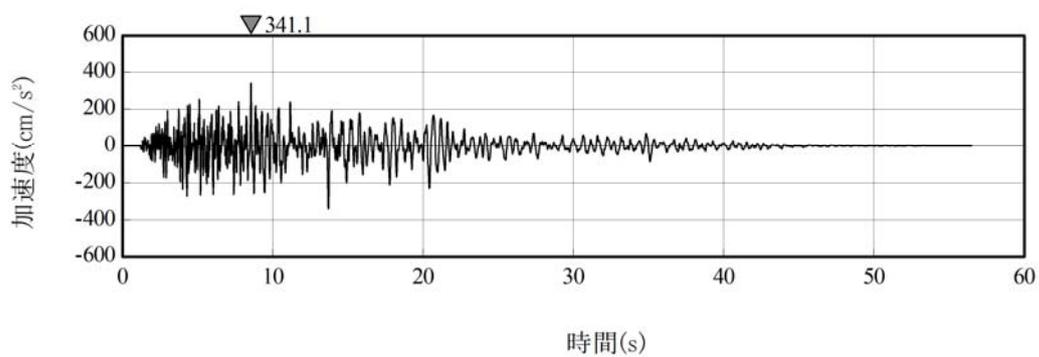
第 4 図 ( 1 ) 基準地震動 S<sub>s</sub> - A の設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

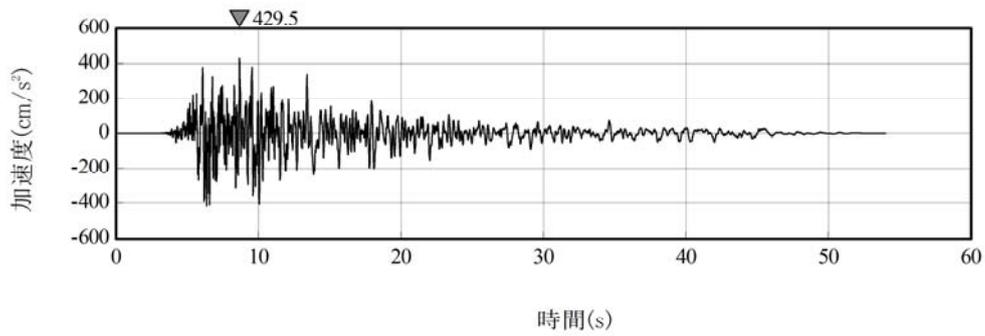


(b) EW方向

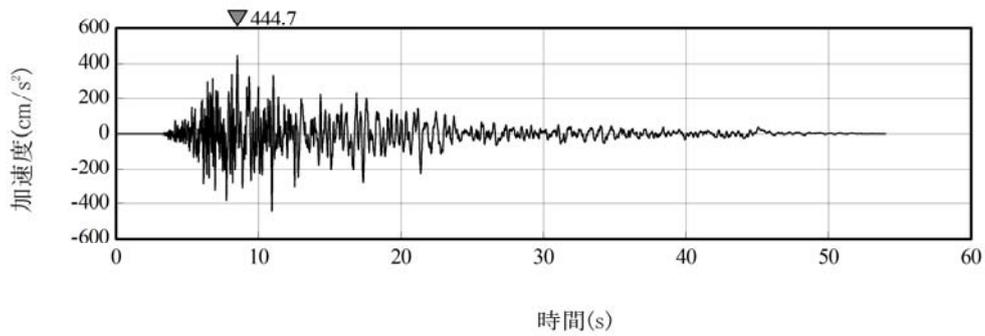


(c) UD方向

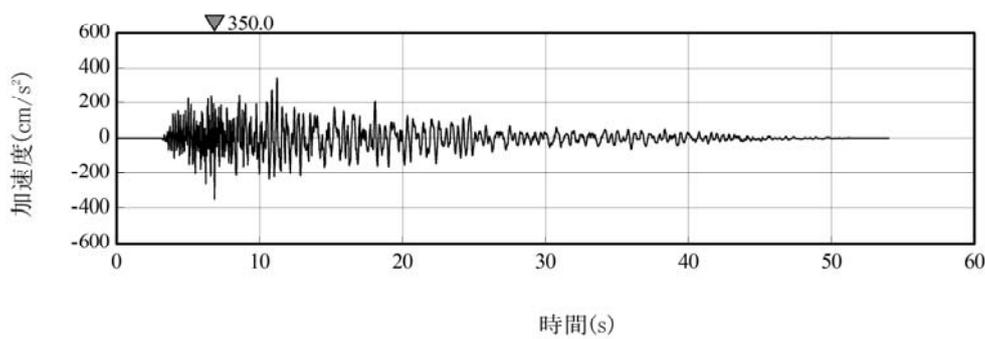
第4図(2) 基準地震動 S<sub>s</sub>-B 1 の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

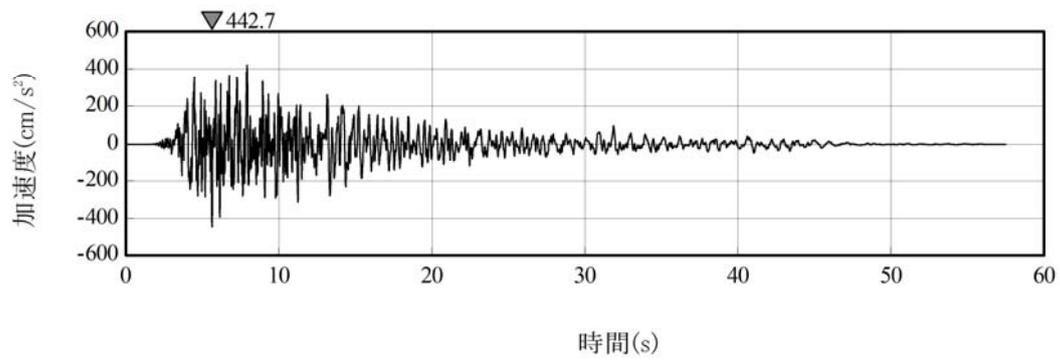


(b) EW方向

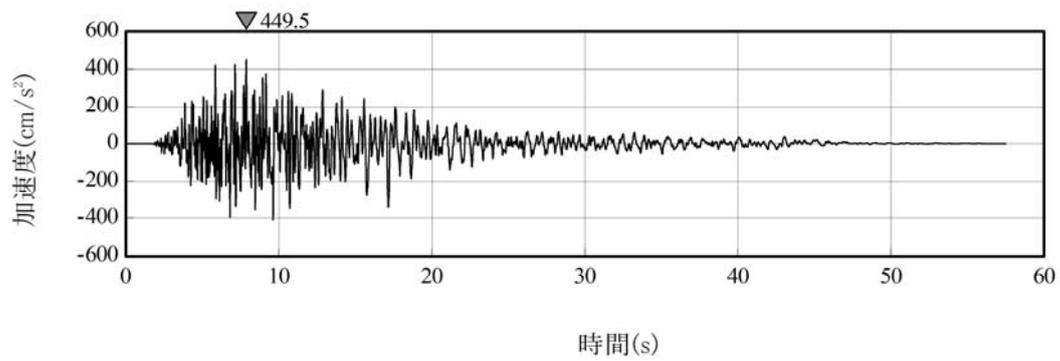


(c) UD方向

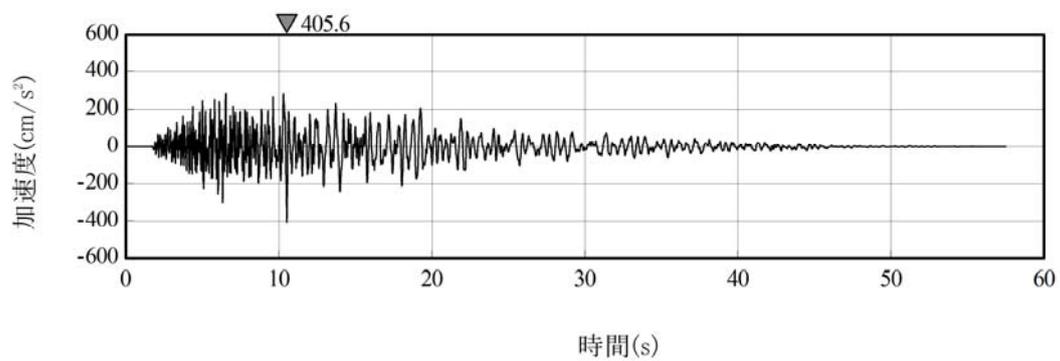
第4図(3) 基準地震動 S<sub>s</sub>-B 2 の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

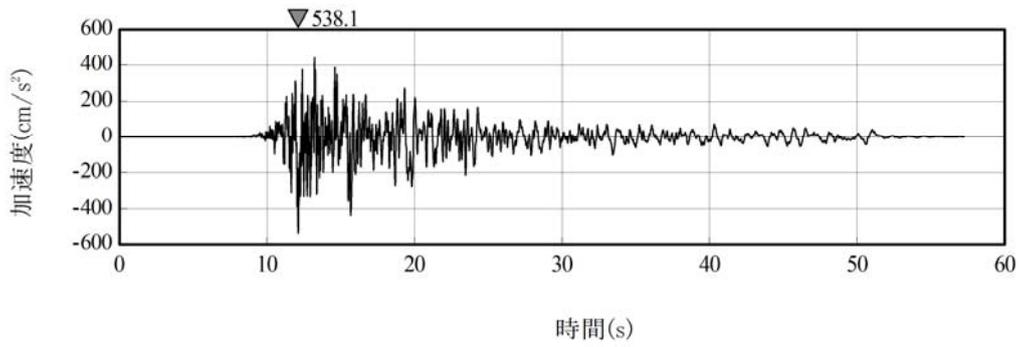


(b) EW方向

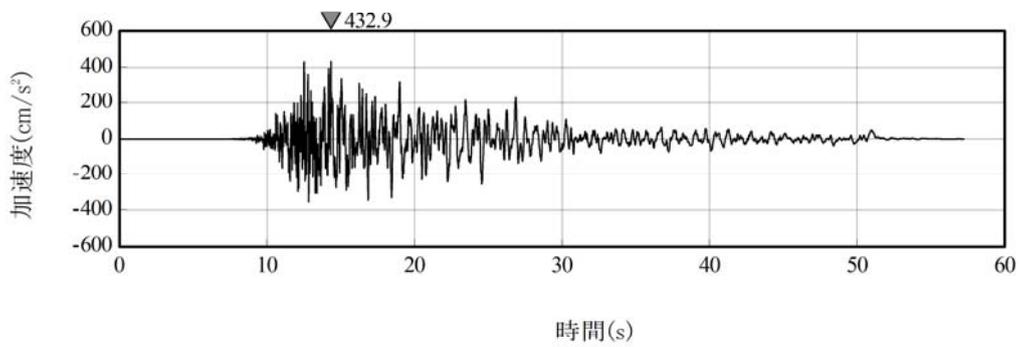


(c) UD方向

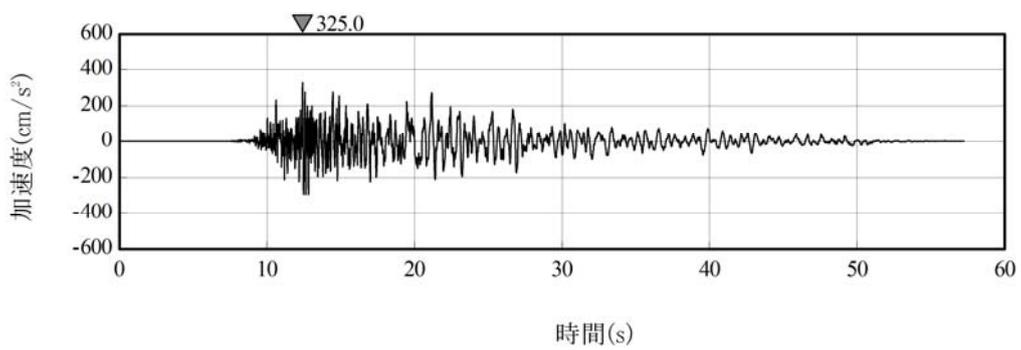
第4図(4) 基準地震動 S<sub>s</sub>-B3 の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

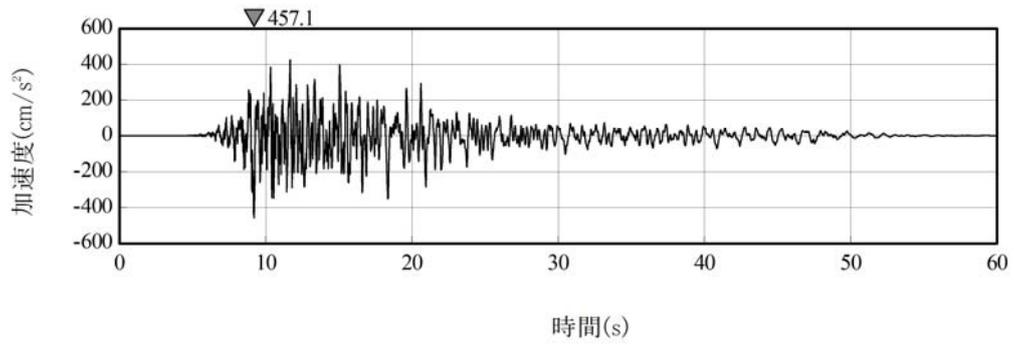


(b) EW方向

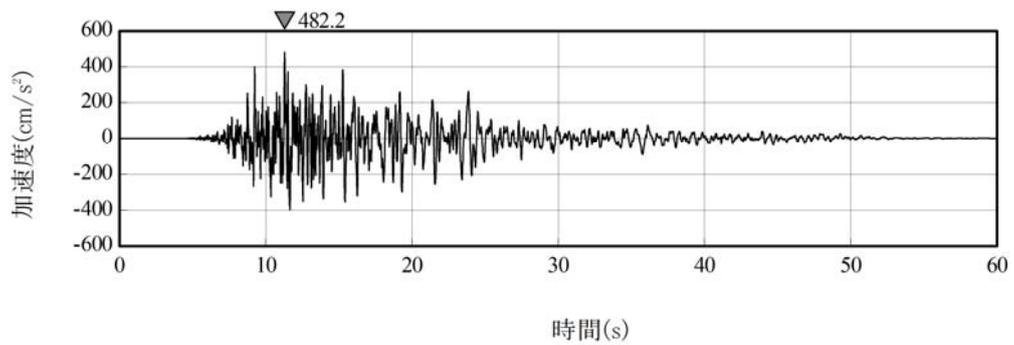


(c) UD方向

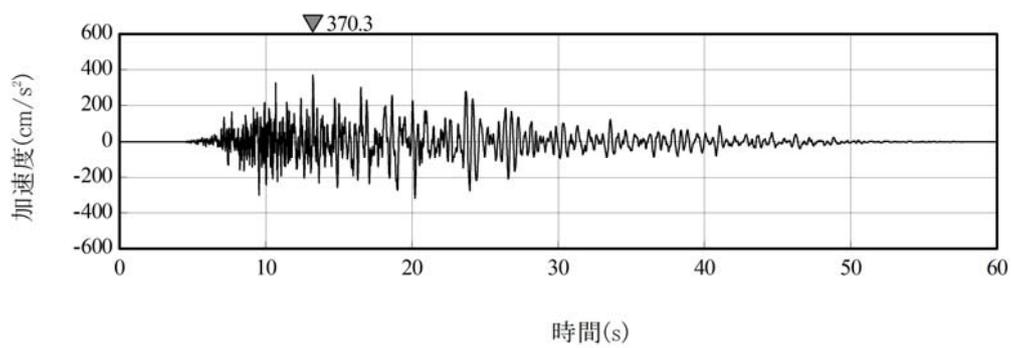
第4図(5) 基準地震動 S<sub>s</sub>-B 4 の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

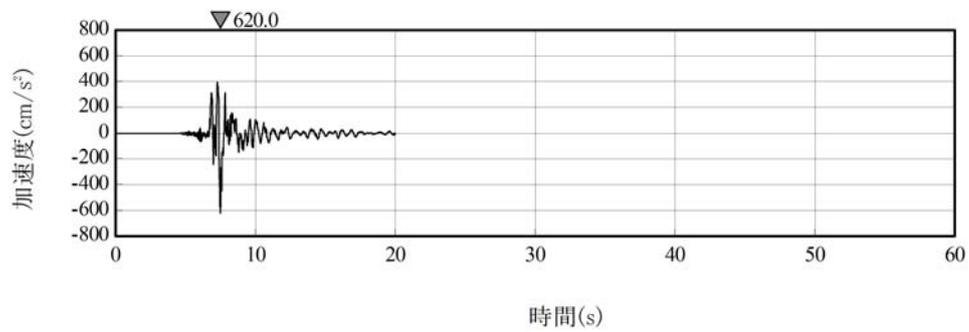


(b) EW方向

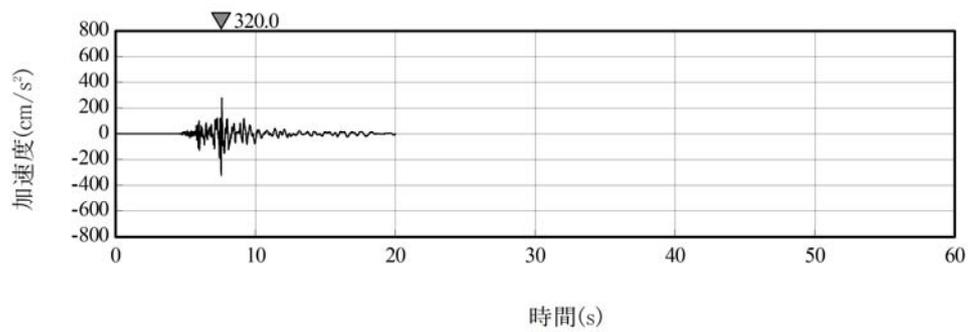


(c) UD方向

第4図(6) 基準地震動 S<sub>s</sub>-B 5 の加速度時刻歴波形

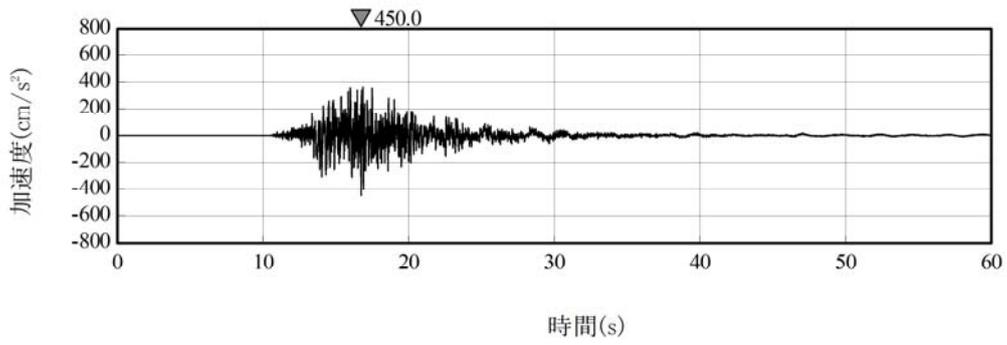


(a) 水平方向

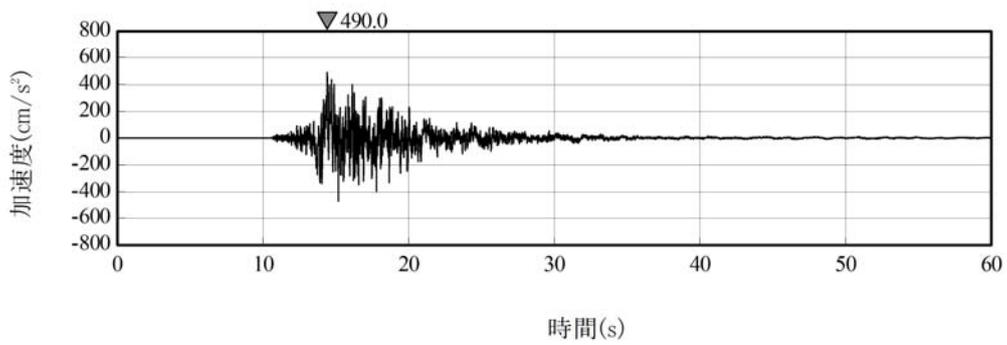


(b) 鉛直方向

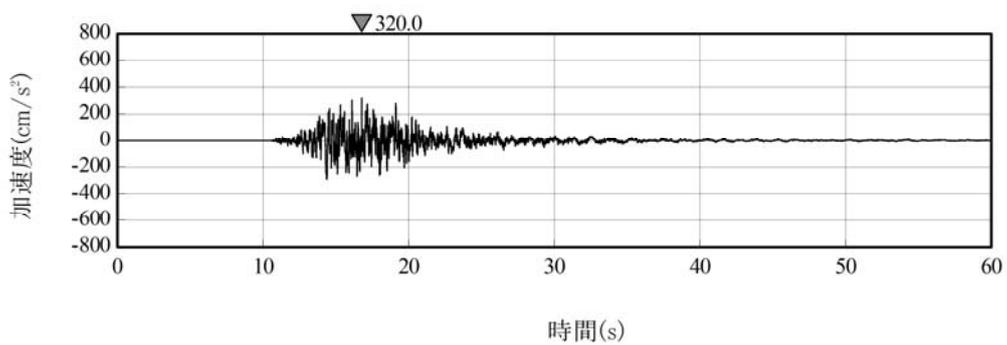
第 4 図 ( 7 ) 基準地震動 S<sub>s</sub> - C 1 の加速度時刻歴波形



(a) ダム軸方向

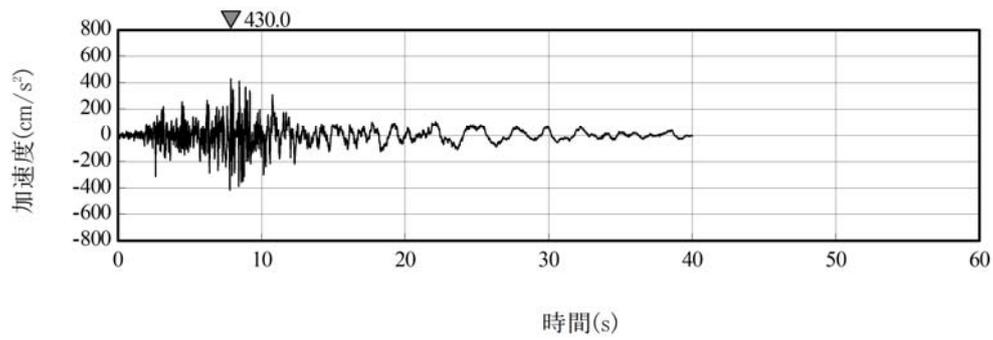


(b) 上下流方向

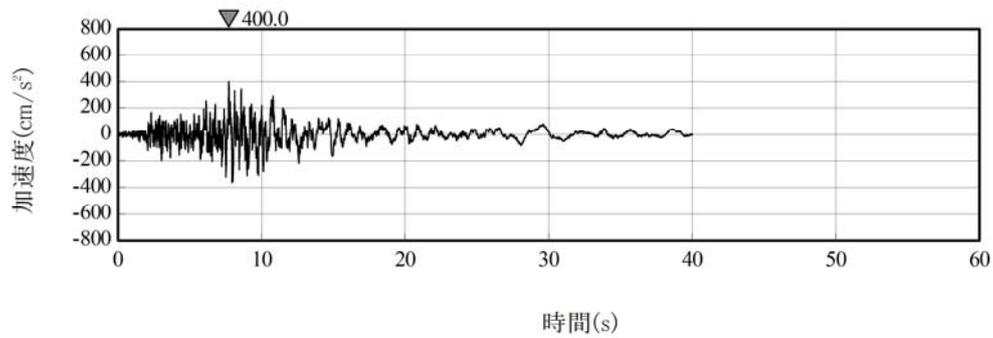


(c) 鉛直方向

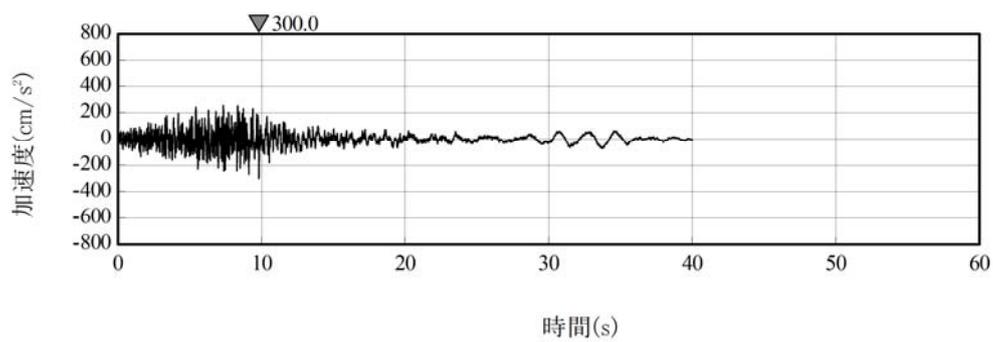
第4図(8) 基準地震動 S<sub>S</sub>-C 2 の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

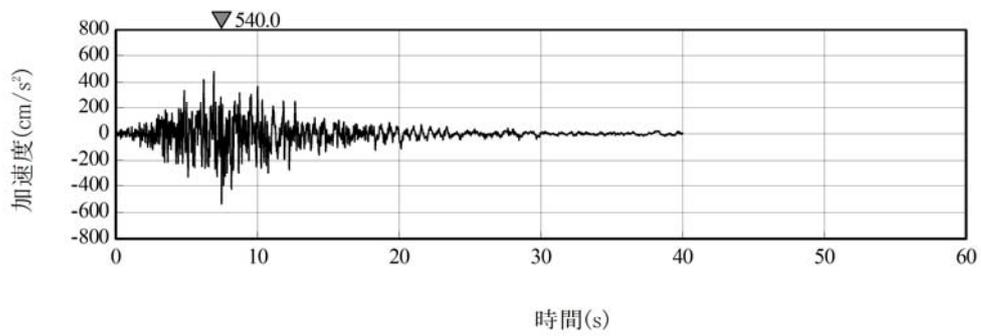


(b) EW方向

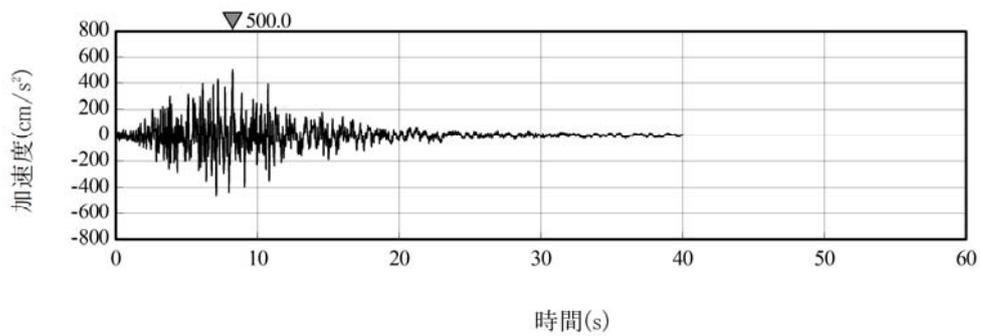


(c) UD方向

第4図(9) 基準地震動 S<sub>s</sub>-C3 の加速度時刻歴波形



(a) NS方向



(b) EW方向

第 4 図 (10) 基準地震動  $S_s - C 4$  の加速度時刻歴波形

## 2. 耐震設計

MOX燃料加工施設の耐震設計は、事業許可基準規則に適合するように、「2. 1 安全機能を有する施設の耐震設計」に従って行う。

### 2. 1 安全機能を有する施設の耐震設計

#### 2. 1. 1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針

- (1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができるように設計する。
- (2) 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。
- (3) Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。また、Sクラスの施設は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。
- (4) Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。
- (5) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持す

ることができる地盤に設置する。

- (6) Sクラスの施設に対し、静的地震力は、水平方向と鉛直方向が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。また、基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて作用するものとする。
- (7) Sクラスの施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。
- (8) 安全上重要な施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、安全上重要な施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。

【補足説明資料2-1】

## 2. 1. 2 耐震設計上の重要度分類

安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を、事業許可基準規則の解釈別記3に基づき、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類する方針とする。

また、以下の施設については、設計変更に伴う安全上重要な施設の見直し、設計基準事故対応に必要な設備の信頼性向上及び自主的な安全性向上の観点から、当該設備に求められる安全機能の重要度に応じた耐震クラスに変更する。

なお、分析設備、消火設備等、旧申請書等において主要設備としての具体的な記載がなかった設備については、記載を明確にする。

### ○ 設計変更に伴う安全上重要な施設の見直し

均一化混合装置は、安全上重要な施設の区分見直しのとおり、当該設備は閉じ込め機能を有するものではないことから、旧申請書等でSクラスとしていたものをBクラスとする。

#### 【第14条：安全機能を有する施設 整理資料 補足説明資料3-2】

小規模焼結炉排ガス処理装置は、安全上重要な施設の区分見直しのとおり、小規模焼結処理装置の換気設備とすることから、旧申請書等でBクラスとしていたものをSクラスとする。

#### 【第14条：安全機能を有する施設 整理資料 補足説明資料3-3】

グローブボックス排気設備は、安全上重要な施設の範囲を見直したことから、旧申請書等でBクラスとしていた安全上重要な施設のグローブボックスの給気側のうち、グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲をSクラスとする。

#### 【補足説明資料2-9】

○ 設計基準事故対応処に必要設備の信頼性向上

工程室排気設備は、設計基準事故時の評価で機能を期待する範囲を見直したことから、旧申請書等でCクラスとしていた安全上重要な施設のグローブボックス等を設置する工程室から工程室排気フィルタユニットまでの範囲及び工程室排気フィルタユニットをSクラスとする。

【補足説明資料2-9】

水素・アルゴン混合ガス設備の混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系、小規模焼結処理系）は、設計基準事故等への対処を考慮し、旧申請書等でCクラスとしていたものをSクラスとする。

【補足説明資料2-8】

○ 自主的な安全性向上

グローブボックスのうち、MOX粉末を取り扱う主要なグローブボックスは、グローブボックスが複数の部屋をまたいで連結した構造となっている加工施設の特徴を考慮し、旧申請書等でBクラスとしていたものをSクラスとする。

【補足説明資料2-8】

小規模焼結処理装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備であることから、旧申請書等でB\*クラスとしていたものをSクラスとする（「B\*」は、混合ガスによる爆発を防止するため、直接支持構造物を含めて構造強度上Sクラスとし、間接支持構造物の支持機能を基準地震動により確認することを示す。）。

【補足説明資料2-8】

## (1) 耐震重要度による分類

### a. Sクラスの施設

自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しており，その機能喪失により放射性物質を外部に放散するおそれのある施設，放射性物質を外部に放散するおそれのある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に，外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって，環境への影響が大きいもの。

### b. Bクラスの施設

安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設。

### c. Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。

## (2) クラス別施設

上記耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を以下に示す。

### a. Sクラスの施設

(a) MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器（以下、「グローブボックス等」という。）であって，その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設

i. 粉末調整工程のグローブボックス

ii. ペレット加工工程のグローブボックス（排ガス処理装置グローブボックス（下部），ペレット立会検査装置グローブボ

ックス及び一部のペレット保管容器搬送装置を収納するグローブボックスを除く。)

iii. 焼結設備のうち、以下の設備・機器

(i) 焼結炉（焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を含む。)

(ii) 排ガス処理装置

iv. 貯蔵施設のグローブボックス

v. 小規模試験設備のグローブボックス

vi. 小規模試験設備のうち、以下の設備・機器

(i) 小規模焼結処理装置（小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を含む。)

(ii) 小規模焼結炉排ガス処理装置

(b) 上記(a)に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器

i. グローブボックス排気設備のうち、以下の設備・機器

(i) 安全上重要な施設のグローブボックスからグローブボックス排風機までの範囲及び安全上重要な施設のグローブボックスの給気側のうち、グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲

また、SクラスとBクラス以下のダクトの取合いは、手動ダンパ又は弁の設置によりBクラス以下の排気設備の破損によってSクラスの排気設備に影響を与えないように設計する。

(ii) グローブボックス排気フィルタ（安全上重要な施設のグ

グローブボックスに付随するもの。)

(iii) グローブボックス排気フィルタユニット

(iv) グローブボックス排風機 (排気機能の維持に必要な回路を含む。)

ii. 工程室排気設備のうち, 以下の設備・機器

(i) 安全上重要な施設のグローブボックス等を設置する工程室から工程室排風機までの範囲

また, SクラスとBクラス以下のダクトの取合いは, 手動ダンパの設置によりBクラス以下の排気設備の破損によってSクラスの排気設備に影響を与えないように設計する。

(ii) 工程室排気フィルタユニット

(c) 上記(a)及び(b)の設備・機器の機能を確保するために必要な施設

i. 非常用所内電源設備のうち, 以下の設備・機器

(i) 非常用発電機 (発電機能を維持するために必要な範囲)

(ii) 非常用直流電源設備

(iii) 非常用無停電電源装置

(iv) 非常用配電設備

(d) その他の施設

i. 火災防護設備のうち, 以下の設備・機器

(i) グローブボックス温度監視装置

(ii) グローブボックス消火装置 (安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲)

(iii) 延焼防止ダンパ (ダンパ作動回路を含む。) ※

※ 焼結炉を設置するペレット加工第2室及び小規模焼結炉を

設置する分析第3室の火災区域を形成する範囲に限る。

- ii. 水素・アルゴン混合ガス設備の混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系，小規模焼結処理系）

b. Bクラスの施設

- (a) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって，その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし，核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。）

- i. MOXを取り扱う設備・機器（ただし，放射性物質の環境への放散のおそれのない装置類又は内蔵量の非常に小さい装置類を除く。）

- ii. MOXを取り扱う設備・機器（ただし，放射性物質の環境への放散のおそれのない装置類又は内蔵量の非常に小さい装置類を除く。）

- iii. Sクラスのグローブボックス以外のグローブボックス（ただし，選別・保管設備及び燃料棒加工工程の一部のグローブボックスを除く。）

- (b) 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器

- i. グローブボックス排気設備のうち，Bクラスのグローブボックス等からSクラスのグローブボックス排気設備に接続するまでの範囲及びBクラスのグローブボックスの給気側のうち，グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲

- ii. 窒素循環設備のうち、以下の設備・機器
  - (i) 窒素循環ダクトのうち、窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）を循環する経路
  - (ii) 窒素循環ファン
  - (iii) 窒素循環冷却機
- (c) その他の施設
  - i. 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の主要なコンクリート遮蔽
- c. Cクラスの施設
  - 上記Sクラス及びBクラスに属さない施設

### (3) 耐震重要度分類上の留意事項

- a. 燃料加工建屋の耐震設計について、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性範囲に留まるとともに、基準地震動による地震力に対して構造物全体として変形能力について十分な余裕を有するように設計する。
- b. 一時保管ピット、原料MOX粉末缶一時保管装置、粉末一時保管装置、ペレット一時保管棚、スクラップ貯蔵棚、製品ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは、核燃料物質を取り扱うという観点からBクラスとする。また、容器等が相互に影響を与えないようにするために、十分な構造強度を持たせることとし、基準地震動による地震力に対して弾性範囲で耐えるように設計する。
- c. 上位の分類に属する設備と下位の分類に属する設備間で液体状の放射性物質を移送するための配管、サンプリング配管及び計装

用の配管のうち、明らかに放射性物質の取扱量が少ない配管は、設備のバウンダリを構成している範囲を除き、下位の分類とする。

【補足説明資料2-10】

d. 安全上重要な施設として選定する構築物は、Sクラスとする。

具体的には、原料受払室、原料受払室前室、粉末調整第1室、粉末調整第2室、粉末調整第3室、粉末調整第4室、粉末調整第5室、粉末調整第6室、粉末調整第7室、粉末調整室前室、粉末一時保管室、点検第1室、点検第2室、ペレット加工第1室、ペレット加工第2室、ペレット加工第3室、ペレット加工第4室、ペレット加工室前室、ペレット一時保管室、ペレット・スクラップ貯蔵室、点検第3室、点検第4室、現場監視第1室、現場監視第2室、スクラップ処理室、スクラップ処理室前室及び分析第3室で構成する区域の境界の壁及び床（以下、「安全上重要な施設として選定する構築物」という。）をSクラスとする。

e. 貯蔵施設を取り囲む壁、天井及びこれらと接続している柱、梁並びに地上1階以上の外壁は、遮蔽機能を有するためBクラスとする。

f. 工程室の耐震壁の開口部周辺が、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、弾性範囲を超える場合であっても、排気設備との組合せで、閉じ込め機能を確保できることからこれを許容する。

g. 貯蔵容器搬送用洞道の主要なコンクリート遮蔽は、Bクラスとする。

h. 溢水防護設備は、地震を起因として発生する溢水によって安全上重要な施設の安全機能が損なわれない設計とする。

- i. 窒素循環設備のうち、Sクラスのグローブボックスを循環する経路については、基準地震動による地震力に対してその機能を保持する設計とする。

【補足説明資料2-9】

上記に基づくクラス別施設を添5第21表に示す。

【補足説明資料2-1】

【補足説明資料2-6】

## 2. 1. 3 地震力の算定法

安全機能を有する施設の耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。

### 2. 1. 3. 1 静的地震力

静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。

耐震重要度分類に応じて定める静的地震力を以下に示す。

項目	耐震重要度分類	静的地震力	
		水平	鉛直
建物・構築物	S	$Kh(3.0Ci)^{(\text{注}1)}$	$Kv(1.0Cv)^{(\text{注}2)}$
	B	$Kh(1.5Ci)$	—
	C	$Kh(1.0Ci)$	—
設備・機器	S	$Kh(3.6Ci)^{(\text{注}3)}$	$Kv(1.2Cv)^{(\text{注}4)}$
	B	$Kh(1.8Ci)$	—
	C	$Kh(1.2Ci)$	—

(注1)  $Kh(3.0Ci)$ は、 $3.0Ci$  より定まる建物・構築物の水平地震力。

$Ci$  は下式による。

$$Ci = Rt \cdot Ai \cdot Co$$

$Rt$  : 振動特性係数

$Ai$  :  $Ci$  の分布係数

$Co$  : 標準せん断力係数

(注2)  $Kv(1.0Cv)$ は、 $1.0Cv$  より定まる建物・構築物の鉛直地震力。

$C_v$  は下式による。

$$C_v = 0.3 \cdot R_t$$

$R_t$  : 振動特性係数

(注3)  $K_h(3.6C_i)$ は、 $3.6C_i$  より定まる設備・機器の水平地震力。

(注4)  $K_v(1.2C_v)$ は、 $1.2C_v$  より定まる設備・機器の鉛直地震力。

#### (1) 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数  $C_i$  に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

Sクラス 3.0

Bクラス 1.5

Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数  $C_i$  は、標準せん断力係数  $C_0$  を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数、地震地域係数を考慮して求められる値とする。

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数  $C_i$  に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数  $C_0$  は1.0以上とする。

Sクラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力

は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

## (2) 設備・機器

耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数 $C_i$ に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。なお、水平地震力と鉛直地震力とは同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

上記(1)及び(2)の標準せん断力係数 $C_0$ の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。

### 【補足説明資料2-1】

## 2. 1. 3. 2 動的地震力

動的地震力は、Sクラスの施設の設計に適用することとする。

基準地震動による地震力は、基準地震動から求める入力地震動を入力として、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

また、弾性設計用地震動による地震力は、弾性設計用地震動から求める入力地震動を入力として、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数を乗じて設定する。

ここで、基準地震動に乗じる係数は、工学的判断として、原子炉

施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見を踏まえた値とする。

【補足説明資料2-11】

また、再処理施設と共用する施設に、基準地震動を適用して耐震設計を行う緊急時対策建屋及び弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものを適用して耐震設計を行う洞道搬送台車があるため、設計に一貫性をとることを考慮し、基準地震動との応答スペクトルの比率は再処理施設と同様とする。

具体的には、工学的判断により基準地震動 $S_s-A$ に対して係数0.52を乗じた地震動、基準地震動 $S_s-B1$ から $B5$ 及び基準地震動 $S_s-C1$ から $C4$ に対して係数0.5を乗じた地震動を弾性設計用地震動として設定する。

また、建物・構築物及び設備・機器ともに同じ値を採用することで、弾性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。

弾性設計用地震動の応答スペクトルを添5第12図に、弾性設計用地震動の加速度時刻歴波形を添5第13図に、弾性設計用地震動と解放基盤表面における地震動の一樣ハザードスペクトルの比較を添5第14図及び添5第15図に示す。

弾性設計用地震動 $S_d-A$ 及び $S_d-B1$ から $B5$ の年超過確率はおおむね $10^{-3}$ から $10^{-4}$ 程度、 $S_d-C1$ から $C4$ の年超過確率はおおむね $10^{-3}$ から $10^{-5}$ 程度である。

なお、Bクラスの施設のうち支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を入力として、

水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

耐震重要度分類に応じて定める動的地震力を以下に示す。

項目	耐震 重要度分類	動的地震力	
		水平	鉛直
建物・構築物	S	$Kh(Ss)^{(注1)}$	$Kv(Ss)^{(注3)}$
		$Kh(Sd)^{(注2)}$	$Kv(Sd)^{(注4)}$
	B	$Kh(Sd/2)^{(注5)}$	$Kv(Sd/2)^{(注6)}$
	C	—	—
設備・機器	S	$Kh(Ss)^{(注1)}$	$Kv(Ss)^{(注3)}$
		$Kh(Sd)^{(注2)}$	$Kv(Sd)^{(注4)}$
	B	$Kh(Sd/2)^{(注5)}$	$Kv(Sd/2)^{(注6)}$
	C	—	—

(注1)  $Kh(Ss)$ は、水平方向の基準地震動に基づく水平地震力。

(注2)  $Kh(Sd)$ は、水平方向の弾性設計用地震動に基づく水平地震力。

(注3)  $Kv(Ss)$ は、鉛直方向の基準地震動に基づく鉛直地震力。

(注4)  $Kv(Sd)$ は、鉛直方向の弾性設計用地震動に基づく鉛直地震力。

(注5)  $Kh(Sd/2)$ は、水平方向の弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものに基づく水平地震力であって、Bクラスの施設の地震動に対して共振のおそれのある施設について適用する。

(注6)  $Kv(Sd/2)$ は、鉛直方向の弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものに基づく鉛直地震力であって、Bクラスの施設の地震動に対して共振のおそれのある施設について適用する。

【補足説明資料2-1, 2-2】

## (1) 入力地震動

地質調査の結果によれば、重要なMOX燃料加工施設の設置位置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な拵がりをもって存在することが確認されている。

解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層のS波速度が700m/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。

基準地震動は、解放基盤表面で定義する。

建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮して作成したものとするとともに、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。

【補足説明資料2-3】

## (2) 動的解析法

### a. 建物・構築物

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。

建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。

動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎地盤の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、

弾性波試験によるものを用いる。

地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。

基準地震動及び弾性設計用地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。

構築物のうち洞道の動的解析に当たっては、洞道と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び洞道の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、洞道と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。洞道の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と洞道の非線形性を考慮して適切に設定する。

#### b. 設備・機器

機器については、その形状を考慮して、1質点系又は多質点系モデルに置換し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。

配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法により応答を求める。

なお、剛性の高い設備・機器は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。

動的解析に用いる減衰定数は、既往の振動実験、地震観測の調査結果を考慮して適切な値を定める。

【補足説明資料2-4】

### 2. 1. 3. 3 波及的影響の確認に適用される設計用地震力

波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。

## 2. 1. 4 荷重の組合せと許容限界

安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。

### 2. 1. 4. 1 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

#### (1) 建物・構築物

##### a. 通常時の状態

MOX燃料加工施設が運転している状態。

##### b. 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。

#### (2) 設備・機器

##### a. 通常時の状態

MOX燃料加工施設の運転が計画的に行われた場合であって、インターロック又は警報が設置されている場合は、圧力及び温度がインターロック又は警報の設定値以内にある状態。

##### b. 設計基準事故時の状態

当該状態が発生した場合にはMOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

【補足説明資料2-1】

## 2. 1. 4. 2 荷重の種類

### (1) 建物・構築物

- a. MOX燃料加工施設のおかれている状態に係らず通常時に作用している固定荷重，積載荷重及び土圧
- b. 積雪荷重及び風荷重

ただし，通常時に作用している荷重には，設備・機器から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧及び設備・機器からの反力が含まれるものとする。

### (2) 設備・機器

- a. 通常時に作用している荷重
- b. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重

ただし，各状態において施設に作用する荷重には，死荷重（自重）が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。

【補足説明資料2-1】

【補足説明資料2-7】

## 2. 1. 4. 3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下による。

### (1) 建物・構築物

Sクラスの建物・構築物について，基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重及び土圧），積雪荷重及び風荷重とする。Sクラス，Bクラス及びCクラス施設を有する建物・構築物について，基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重

は、通常時に作用している荷重及び積雪荷重とする。

## (2) 設備・機器

Sクラスの設備・機器について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重とする。Bクラスの設備・機器について、共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重とする。Cクラスの設備・機器について、静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重とする。なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。

## (3) 荷重の組合せ上の留意事項

- a. ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。
- b. 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震クラスに応じた地震力と通常時に作用している荷重とを組み合わせる。
- c. 設計基準事故時（以下、本項目では「事故等」という。）に生ずるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせることを考慮する。
- d. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪

による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。

- e. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。

【補足説明資料2-1】

【補足説明資料2-7】

#### 2. 1. 4. 4 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。

##### (1) 建物・構築物

##### a. Sクラスの建物・構築物

##### (a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対して、妥当な安全余裕を持たせることとする。

なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

##### (b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する

応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

b. Bクラス及びCクラス施設の建物・構築物

上記 a. (b)による許容応力度を許容限界とする。

c. 建物・構築物の保有水平耐力

建物・構築物（屋外重要土木構造物である洞道を除く）については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。

(2) 設備・機器

a. Sクラスの設備・機器

(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないものとする。

(b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。

b. Bクラス及びCクラスの設備・機器

上記 a. (b)による応力を許容限界とする。

c. 動的機器

地震時及び地震後に動作を要求される設備・機器については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

### (3) 基礎地盤の支持性能

建物・構築物が設置する地盤の支持性能については、基準地震動による地震力又は静的地震力により生ずる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。

【補足説明資料2-1， 2-5】

## 2. 1. 5 設計における留意事項

### 2. 1. 5. 1 波及的影響

耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下、「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。

波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して影響評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設を選定し評価する。

評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体をふかんだ調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。

なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。

#### (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響

##### a. 不等沈下

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

##### b. 相対変位

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機

能へ影響がないことを確認する。

(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

【補足説明資料2-1】

2. 1. 5. 2 一関東評価用地震動（鉛直）

基準地震動 $S_s-C4$ は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下、「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いる。

一関東評価用地震動（鉛直）は、一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた観測記録のNS方向及びEW方向のはぎとり

解析により算定した基盤地震動の応答スペクトルを平均し、平均応答スペクトルを作成する。水平方向に対する鉛直方向の地震動の比3分の2を考慮し、平均応答スペクトルに3分の2を乗じた応答スペクトルを設定する。一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた鉛直方向の地中記録の位相を用いて、設定した応答スペクトルに適合するよう模擬地震波を作成する。作成した模擬地震波により厳しい評価となるように振幅調整した地震動を一関東評価用地震動（鉛直）とする。

また、弾性設計用地震動Sd-C4についても、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、上記で設定した一関東評価用地震動（鉛直）に0.5を乗じた地震動を用いる。

一関東評価用地震動（鉛直）の設計用応答スペクトルを添5第16図に、設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を添5第17図に示す。

【補足説明資料2-1】

## 2. 1. 6 主要施設の耐震構造

### 2. 1. 6. 1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道

燃料加工建屋は、地上2階、地下3階の鉄筋コンクリート造の建物で、堅固な基礎盤上に設置する。建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

貯蔵容器搬送用洞道は、鉄筋コンクリート造で剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

【補足説明資料2-12】

【補足説明資料2-13】

【補足説明資料2-14】

### 2. 1. 6. 2 グローブボックス

グローブボックスは、ステンレス鋼製の本体を溶接及びボルト締結により加工した構造の設備であり、支持構造物を建物の床等に固定することで耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

### 2. 1. 6. 3 間接支持構造物

間接支持構造物については、支持する主要設備等と同様の設計とする。



添5第21表 クラス別施設 (2/20)

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
S	1) MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設  (つづき)	成形施設	ペレット加工工程のグローブボックス	S			設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋
			プレス装置 (粉末取扱部) グローブボックス	S					
			プレス装置 (プレス部) グローブボックス	S					
			グリーンペレット積込装置グローブボックス	S					
			空焼結ボート取扱装置グローブボックス	S					
			焼結ボート供給装置グローブボックス	S					
			焼結ボート取出装置グローブボックス	S					
			排ガス処理装置グローブボックス (上部)	S					
			焼結ペレット供給装置グローブボックス	S					
			研削装置グローブボックス	S					
研削粉回収装置グローブボックス	S								
ペレット検査設備グローブボックス	S								
焼結ボート搬送装置グローブボックス	S								
ペレット保管容器搬送装置グローブボックス <sup>(注7)</sup>	S								
回収粉末容器搬送装置グローブボックス	S								
	焼結設備	非常用所内電源設備 <sup>(注9)</sup>	S	設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋			
	焼結炉 <sup>(注8)</sup>						S		
	排ガス処理装置						S		
	貯蔵施設	貯蔵施設のグローブボックス	S			設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋	
	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	S							
	粉末一時保管装置グローブボックス	S							
	ペレット一時保管棚グローブボックス	S							
	焼結ボート受渡装置グローブボックス	S							
	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	S							
	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	S							
	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	S							
	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	S							

添5第21表 クラス別施設 (3/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>	
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	
S	1) MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設	その他加工設備の附属施設	小規模試験設備のグローブボックス	S			設備・機器支持構造物	S	燃料加工建屋	
			小規模粉末混合装置グローブボックス 小規模プレス装置グローブボックス 小規模焼結処理装置グローブボックス 小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス 小規模研削検査装置グローブボックス 資材保管装置グローブボックス	S S S S S S						
	2) 上記1)に関連する設備・機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設	二	安全上重要な施設として選定する構築物		S	非常用所内電源設備 <sup>(注9)</sup>	S	設備・機器支持構造物	S	燃料加工建屋
					S					
3) 上記1)に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器	放射性廃棄物の廃棄施設	グローブボックス排気設備 グローブボックス排風機 <sup>(注11)</sup>		S	非常用所内電源設備 <sup>(注9)</sup>	S	設備・機器支持構造物	S	燃料加工建屋	
		工程室排気設備 工程室排気設備のうち、安全上重要な施設のグローブボックス等を設置する工程室から工程室排風機までの範囲		S						
		工程室排気フィルタユニット グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備のうち、安全上重要な施設のグローブボックスからグローブボックス排風機までの範囲及び安全上重要な施設のグローブボックスの給気側のうち、グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲 グローブボックス排気フィルタ <sup>(注12)</sup> グローブボックス排気フィルタユニット		S S S S						

添5第21表 クラス別施設（4／20）

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
S	4) その他の施設	その他加工設備の 附属施設	火災防護設備 グローブボックス温度監視装置 グローブボックス消火装置 <sup>(注13)</sup> 延焼防止ダンパ <sup>(注14)</sup> 水素・アルゴン混合ガス設備 <sup>(注15)</sup>	S S S S	非常用所内電源設 備 <sup>(注9)</sup>	S	設備・機器の支持構 造物	S	燃料加工建屋

添5第21表 クラス別施設 (5/20)

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
B	1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)	成形施設	ペレット加工工程のグローブボックス 排ガス処理装置グローブボックス(下部) ペレット立会検査装置グローブボックス ペレット保管容器搬送装置グローブボックス <sup>(注16)</sup> 貯蔵容器受入設備 受渡ピット 受渡天井クレーン 保管室クレーン 貯蔵容器検査装置	B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋
			貯蔵容器受入設備 洞道搬送台車	B			設備・機器の支持構造物	B	貯蔵容器搬送洞道



添5第21表 クラス別施設 (7/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
B	1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能が必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。) (つづき)	成形施設	焼結設備 焼結ボート供給装置 焼結ボート取出装置 研削設備 焼結ペレット供給装置 研削装置 研削粉回収装置 ペレット検査設備 外観検査装置 寸法・形状・密度検査装置 仕上がりペレット収容装置 ペレット立会検査装置 ペレット加工工程搬送設備 焼結ボート搬送装置 ペレット保管容器搬送装置 回収粉末容器搬送装置	B B B B B B B B B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋
		被覆施設	燃料棒加工工程のグローブボックス スタック編成設備グローブボックス 空乾燥ボート取扱装置グローブボックス 乾燥ボート供給装置グローブボックス 乾燥ボート取出装置グローブボックス スタック供給装置グローブボックス 挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス 挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス 挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス 除染装置グローブボックス 燃料棒解体装置グローブボックス ペレット保管容器搬送装置グローブボックス 乾燥ボート搬送装置グローブボックス	B B B B B B B B B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋





添5第21表 クラス別施設 (10/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4) (注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
B	1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能が必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。) <p style="text-align: right;">(つづき)</p>	貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 <sup>(注18)</sup> スクラップ保管容器入庫装置 スクラップ保管容器受渡装置 製品ペレット貯蔵設備 製品ペレット貯蔵棚 <sup>(注18)</sup> ペレット保管容器入庫装置 ペレット保管容器受渡装置 燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵棚 <sup>(注18)</sup> 貯蔵マガジン入庫装置 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵チャンネル <sup>(注18)</sup>	B B B B B B B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋
		その他加工設備の附属施設	分析設備のグローブボックス 受払装置グローブボックス 分析装置グローブボックス 受払・分配装置グローブボックス 試料溶解・調製装置グローブボックス スパイク試料調製装置グローブボックス スパイキング装置グローブボックス イオン交換装置グローブボックス 試料塗布装置グローブボックス α線測定装置グローブボックス γ線測定装置グローブボックス 蛍光X線分析装置グローブボックス プルトニウム含有率分析装置グローブボックス 質量分析装置グローブボックス 収去試料受払装置グローブボックス 収去試料調製装置グローブボックス 分配装置グローブボックス 塩素・フッ素分析装置グローブボックス O/M比測定装置グローブボックス 水分分析装置グローブボックス 炭素・硫黄・窒素分析装置グローブボックス E PMA分析装置グローブボックス ICP-発光分光分析装置グローブボックス	B B B B B B B B B B B B B B B B B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋

添5第21表 クラス別施設 (11/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
B	1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能が必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。) (つづき)	その他加工設備の附属施設	分析設備のグローブボックス(つづき) ICP-質量分析装置グローブボックス 水素分析装置グローブボックス 蒸発性不純物測定装置グローブボックス 粉末物生測定装置グローブボックス 金相試験装置グローブボックス プルトニウムスポット検査装置グローブボックス 液浸密度測定装置グローブボックス 熱分析装置グローブボックス ペレット溶解性試験装置グローブボックス X線回折測定装置グローブボックス 搬送装置グローブボックス 分析済液処理装置グローブボックス 分析済液中和固液分離グローブボックス 放射能濃度分析グローブボックス ろ過・第1活性炭処理グローブボックス 第2活性炭・吸着処理グローブボックス 分析設備 分析済液処理装置 <sup>(注19)</sup>	B B B B B B B B B B B B B B B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋
			小規模試験設備 小規模粉末混合装置 小規模プレス装置 小規模研削検査装置 資材保管装置	B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋
	2) 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器	放射性廃棄物の廃棄施設	グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備のうち、BクラスのグローブボックスからSクラスのグローブボックス排気設備に接続するまでの範囲及びBクラスのグローブボックスの給気側のうち、グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲 窒素循環設備 <sup>(注20)</sup> 窒素循環ダクトのうち、窒素雰囲気型グローブボックス(窒素循環型)を循環する経路 窒素循環ファン 窒素循環冷却機	B  B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋

添5第21表 クラス別施設 (12/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設	成形施設	原料粉末受入工程のオープンポートボックス 外蓋着脱装置オープンポートボックス 貯蔵容器受払装置オープンポートボックス ウラン粉末払出装置オープンポートボックス ウラン受入設備 ウラン粉末缶受払移載装置 ウラン粉末缶受払搬送装置 原料粉末受払設備 外蓋着脱装置 ウラン粉末払出装置 二次混合設備 ウラン粉末秤量・分取装置	C C C  C C  C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋
		被覆施設	燃料棒加工工程のグローブボックス 溶解試料前処理装置グローブボックス 燃料棒加工工程のオープンポートボックス 被覆管供給装置オープンポートボックス 部材供給装置(部材供給部)オープンポートボックス 部材供給装置(部材搬送部)オープンポートボックス 汚染検査装置オープンポートボックス 燃料棒搬入オープンポートボックス 溶解試料前処理装置オープンポートボックス 挿入溶解設備 被覆管乾燥装置 被覆管供給装置 部材供給装置(部材供給部) 部材供給装置(部材搬送部) 燃料棒解体設備 溶解試料前処理装置	C C C C C C C C C C C C C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋
		組立施設	燃料集合体組立設備 スケルトン組立装置 梱包・出荷設備 保管室天井クレーン	C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋



添5第21表 クラス別施設 (14/20)

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 (つづき)	放射線管理施設	放射線監視設備 エリアモニタ ダストモニタ エアスニファ 放射能測定設備 フード 出入管理設備 退出モニタ 排気モニタリング設備 排気モニタ 臨界検知用ガスモニタ 放出管理分析設備 フード 環境モニタリング設備 モニタリングポスト ダストモニタ	C C C C C C C C C C C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋
		その他加工設備の附属施設	自動火災報知設備 <sup>(注21)</sup> 火災状況確認用温度計(グローブボックス外火災用) <sup>(注22)</sup> 火災状況確認用カメラ <sup>(注22)</sup> 工程室局所消火装置 <sup>(注22)</sup> 工程室火災対処配管 <sup>(注22)</sup>	C C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋







添5第21表 クラス別施設 (18/20)

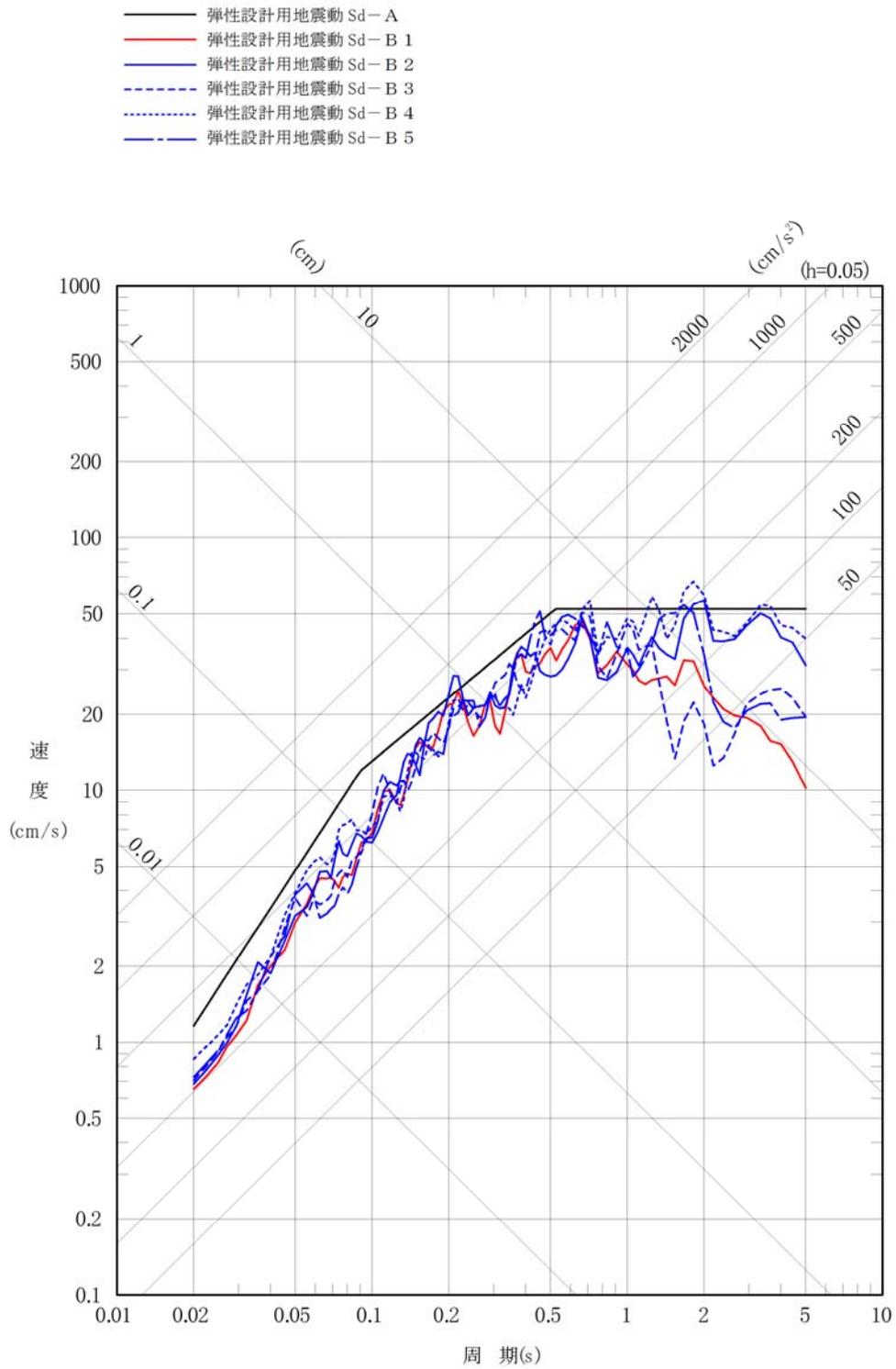
耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 (つづき)	その他加工設備の 附属施設	火災防護設備 自動火災報知設備 <sup>(注29)</sup> 窒素消火装置 <sup>(注30)</sup> 二酸化炭素消火装置 延焼防止ダンパ <sup>(注31)</sup> 防火シャッター <sup>(注32)</sup> 防火扉 <sup>(注33)</sup> 避圧エリア形成用自動閉止ダンパ <sup>(注34)</sup> 溢水防護設備 緊急遮断弁 <sup>(注35)</sup> 堰 海洋放出管理系 放出前貯槽 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管 選別・保管設備のグローブボックス 選別・保管グローブボックス	C C C C C C C C C C C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋

## 添5第21表 クラス別施設 (19/20)

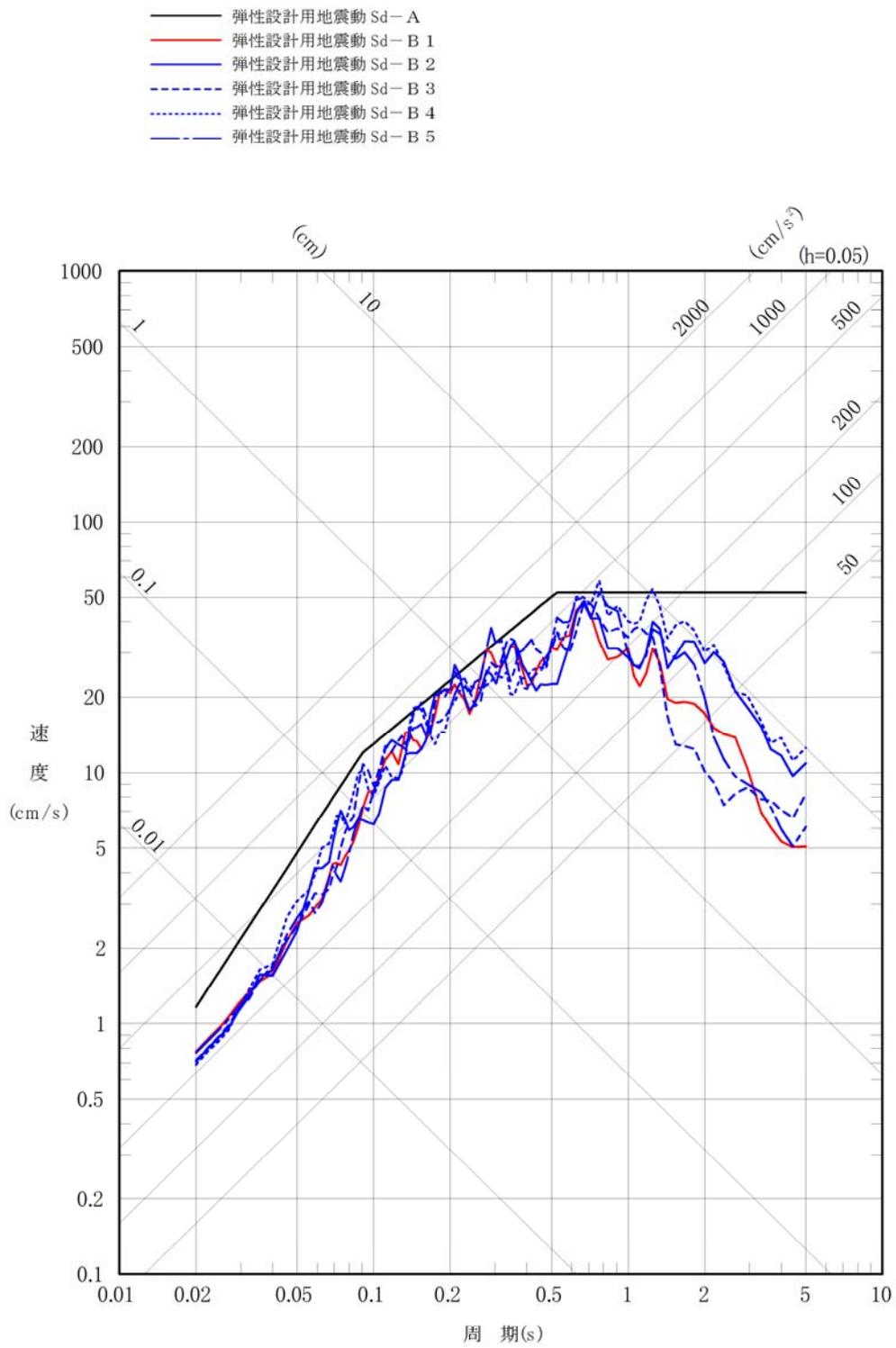
- 注1 主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備・機器及び構築物をいう。
- 注2 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割をもつ設備をいう。
- 注3 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- 注4 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）であり、主要設備等に適用される地震力に対して支持機能を維持できる設計とする。
- 注5 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の主要なコンクリート遮蔽は、Bクラスとする。また、燃料加工建屋は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性範囲に留まるとともに、基準地震動による地震力に対して構造物全体として変形能力について十分な余裕を有するように設計する。
- 注6 Sクラスの設備・機器、Bクラスの設備・機器及びCクラスの設備・機器は、その機能上Sクラス、Bクラス又はCクラスに該当する部分とする。
- 注7 地下3階から地下2階に搬送する一部のグローブボックスを除く。
- 注8 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を含む。焼結炉に関連する焼結炉内部温度高による過加熱防止回路は、加熱の停止に必要な範囲をSクラスとする。また、焼結炉内圧力異常検知による炉内圧力異常検知回路を含む。炉内圧力異常検知に必要な範囲をSクラスとする。
- 注9 非常用所内電源設備は、非常用発電機、非常用直流電源設備、非常用無停電電源装置及び非常用配電設備で構成する。非常用発電機は、発電機能を維持するために必要な範囲をSクラスとする。
- 注10 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を含む。小規模焼結処理装置に関連する小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路は、加熱の停止に必要な範囲をSクラスとする。また、小規模焼結処理装置炉内圧力異常検知による炉内圧力異常検知回路を含む。炉内圧力異常検知に必要な範囲をSクラスとする。
- 注11 排気機能の維持に必要な回路を含む。
- 注12 安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。
- 注13 安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲。
- 注14 焼結炉を設置するペレット加工第2室及び小規模焼結炉を設置する分析第3室の火災区域を形成する範囲。ダンパ作動回路を含む。
- 注15 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系、小規模焼結処理系）。
- 注16 注7で除いたグローブボックス。
- 注17 ゲートを含む。

## 添5第21表 クラス別施設 (20/20)

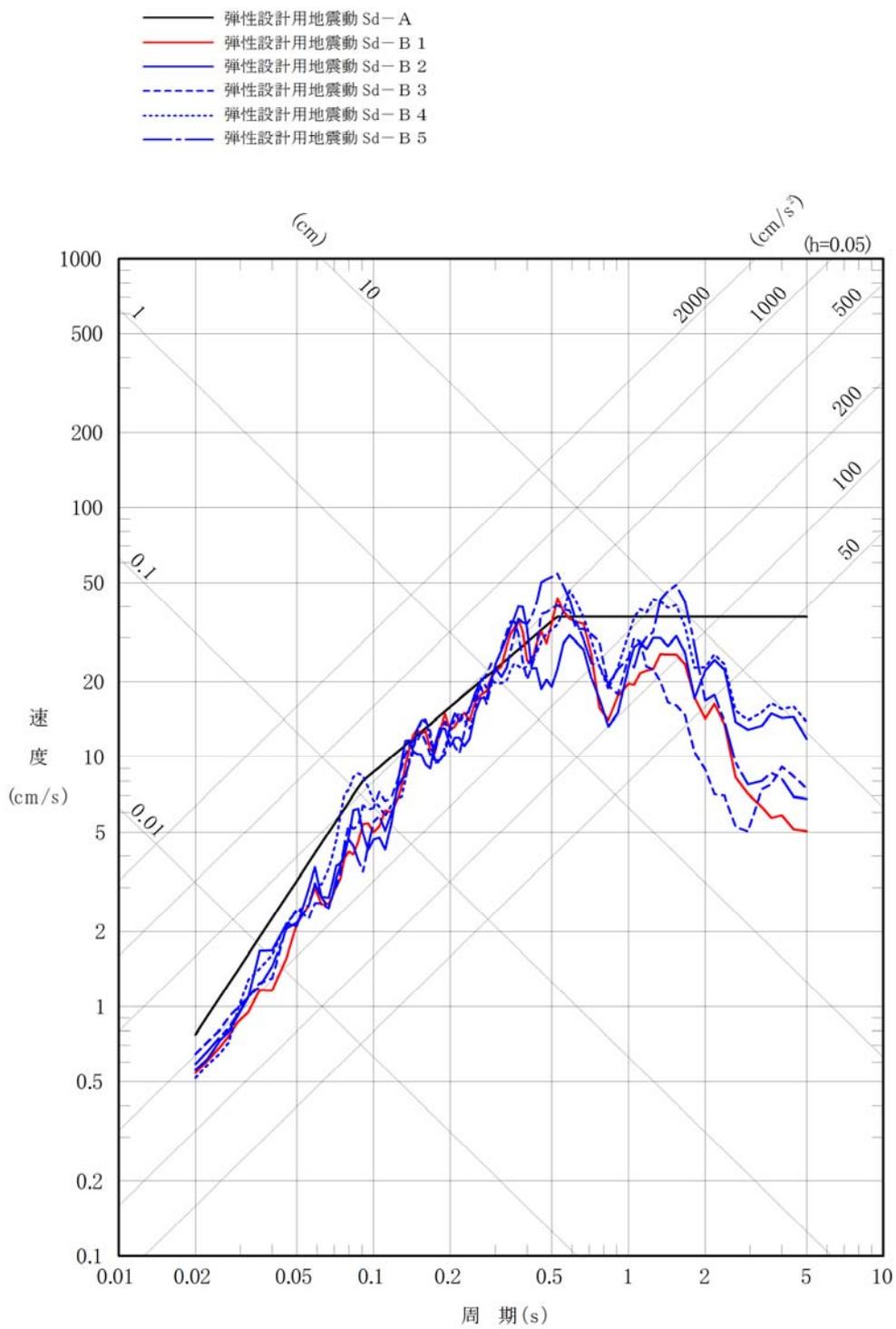
- 注18 一時保管ピット, 原料MOX粉末缶一時保管装置, 粉末一時保管装置, ペレット一時保管棚, スクラップ貯蔵棚, 製品ペレット貯蔵棚, 燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは, Bクラスの設備・機器であるが, 基準地震動による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。
- 注19 分析溶液処理装置のうち, 二重管の外管。
- 注20 窒素循環設備のうち, Sクラスのグローブボックスを循環する経路については, 基準地震動による地震力に対してその機能を保持する設計とする。
- 注21 注29以外。
- 注22 当該設備を設置する建物・構築物又は設備・機器の耐震重要度分類に適用する地震力及び許容限界を用いる設計とする。
- 注23 燃料加工建屋内の当該設備の配管は, 基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。
- 注24 注13以外。
- 注25 注30以外。
- 注26 注19以外。
- 注27 燃料加工建屋内の当該設備の配管のうち, 緊急遮断弁により保有水の流出を防止する範囲は, 基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。
- 注28 注15以外。
- 注29 二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置のうち火災区域の消火に関する範囲への火災信号移報回路(火災感知器を含む。)
- 注30 火災区域の消火に関する範囲。
- 注31 注14以外。ダンパ作動回路を含む。
- 注32 シャッタ作動回路を含む。
- 注33 火災区域境界に設置するもの。
- 注34 ダンパ作動回路を含む。
- 注35 加速度大による緊急遮断弁作動回路を含む。



添5第12図(1) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (NS方向)

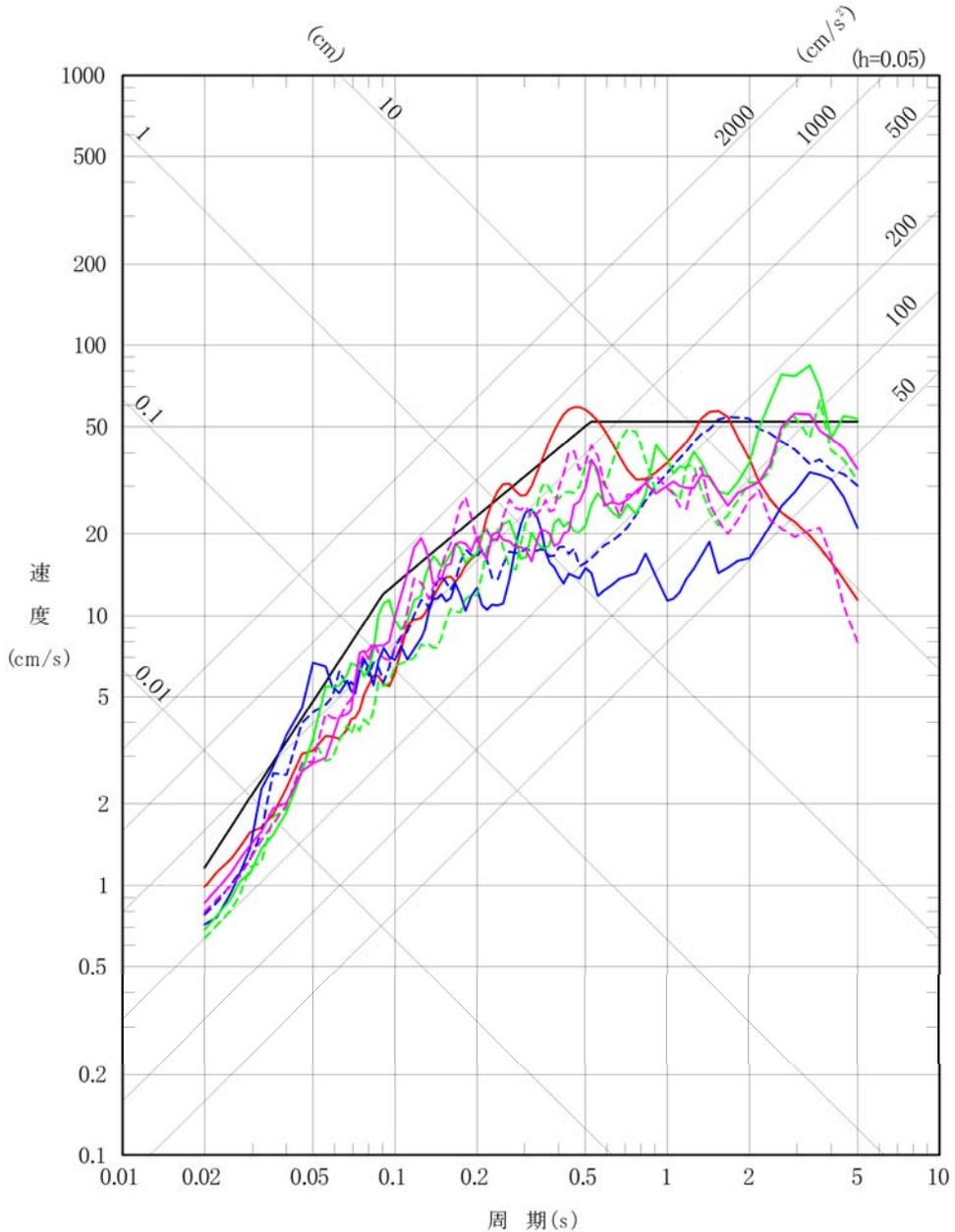


添5第12図(2) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (EW方向)



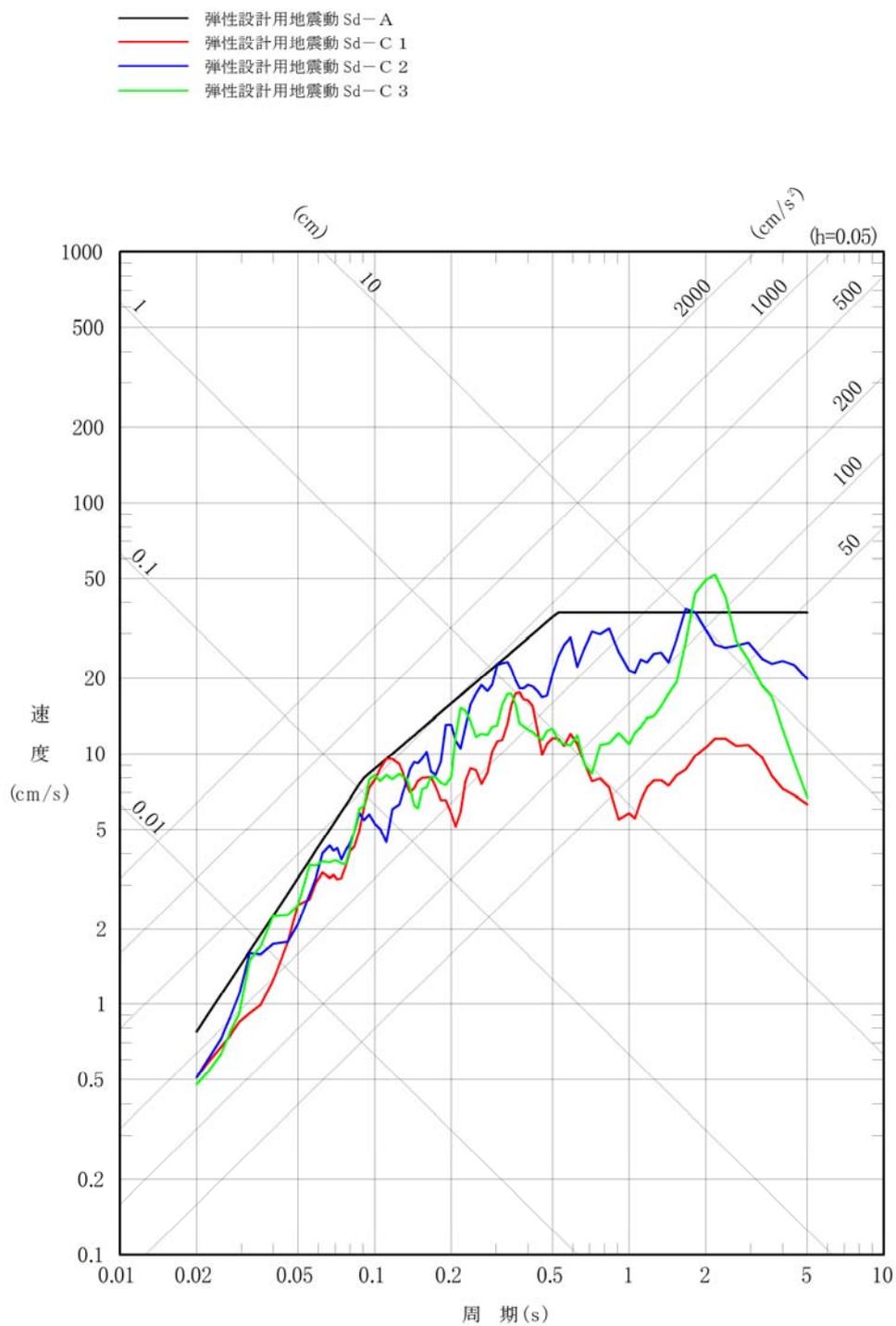
添5第12図(3) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (UD方向)

- 弾性設計用地震動 Sd-A
- 弾性設計用地震動 Sd-C 1 水平方向
- 弾性設計用地震動 Sd-C 2 ダム軸方向
- - 弾性設計用地震動 Sd-C 2 上下流方向
- 弾性設計用地震動 Sd-C 3 NS方向
- - 弾性設計用地震動 Sd-C 3 EW方向
- 弾性設計用地震動 Sd-C 4 NS方向 ※
- - 弾性設計用地震動 Sd-C 4 EW方向 ※

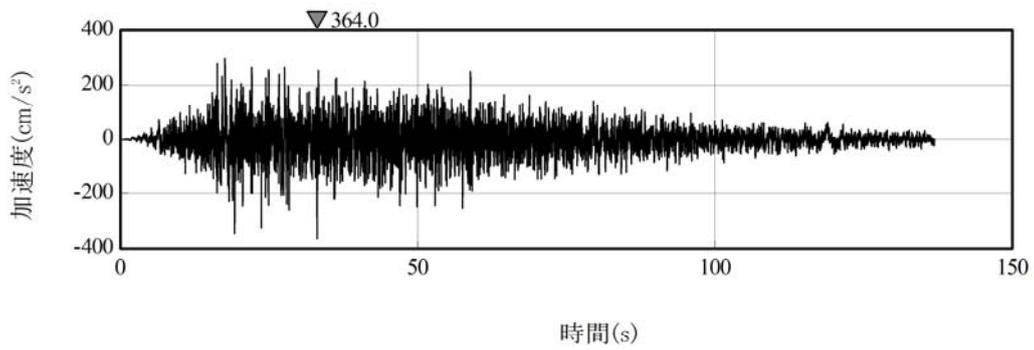


※) 基準地震動 Ss-C 4 は水平方向のみの地震動であることから、基準地震動 Ss-C 4 (水平方向) に対し、鉛直方向の地震力と組み合わせた影響評価を行う場合には、添5第16図及び添5第17図に示す一関東評価用地震動 (鉛直) を用いる。また、弾性設計用地震動 Sd-C 4 (水平方向) と組み合わせる場合には、本地震波に 0.5 を乗じた地震動を用いる。

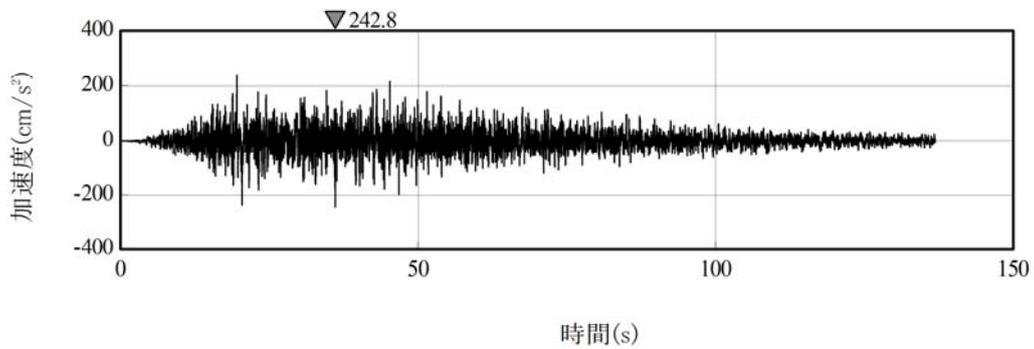
添5第12図(4) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (水平方向)



添5第12図(5) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (鉛直方向)

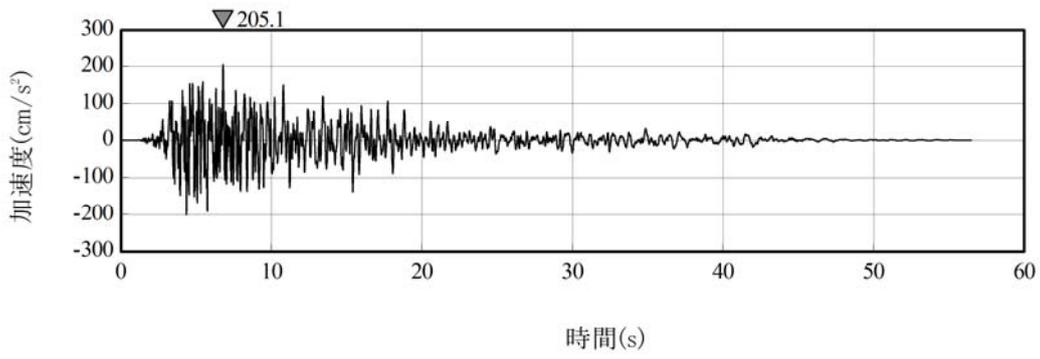


(a)  $Sd-A_H$

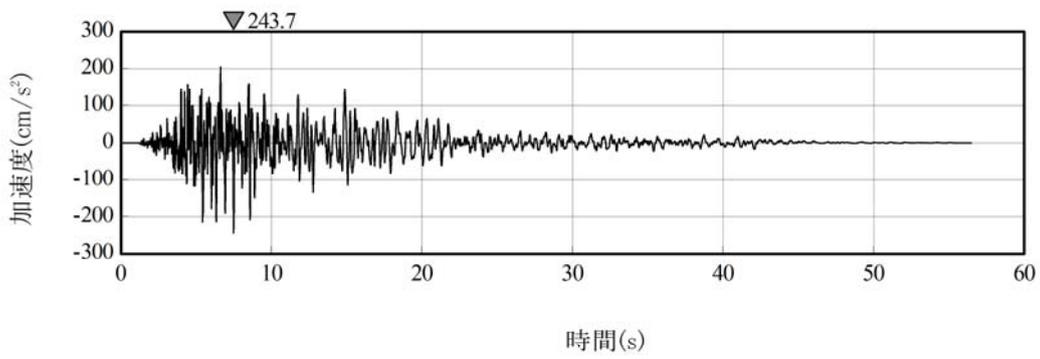


(b)  $Sd-A_V$

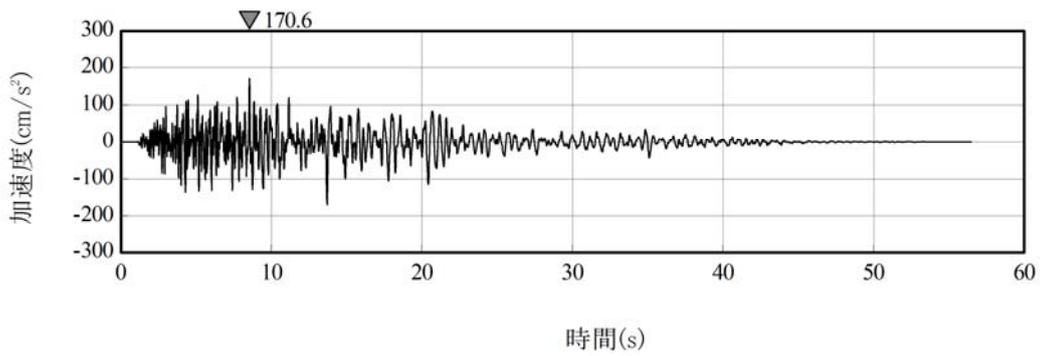
添5第13図(1) 弾性設計用地震動  $Sd-A_H$ ,  $Sd-A_V$  の設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

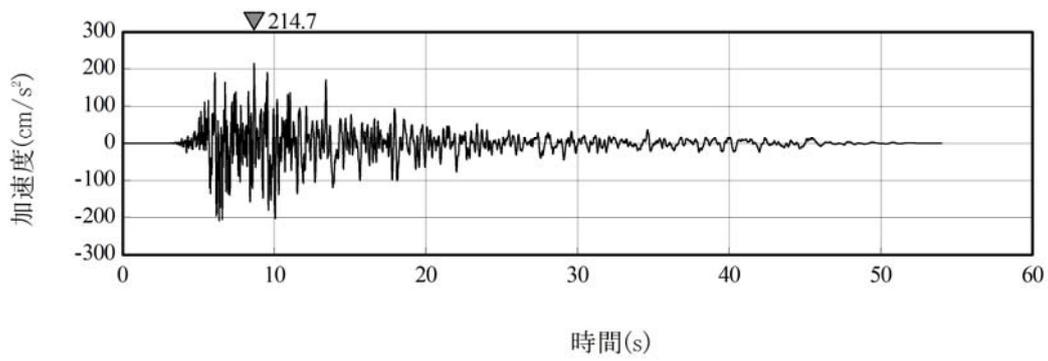


(b) EW方向

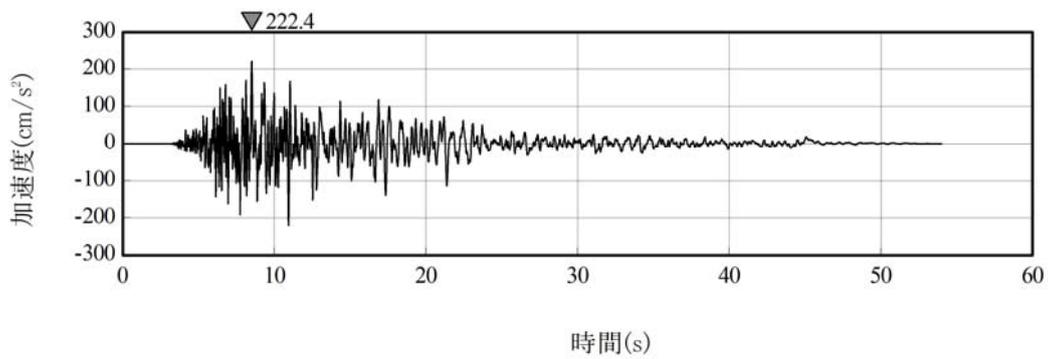


(c) UD方向

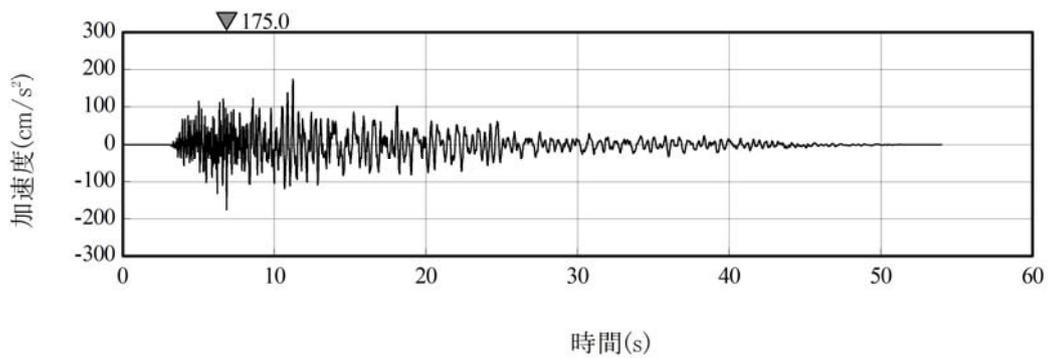
添5第13図(2) 弾性設計用地震動Sd-B1の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

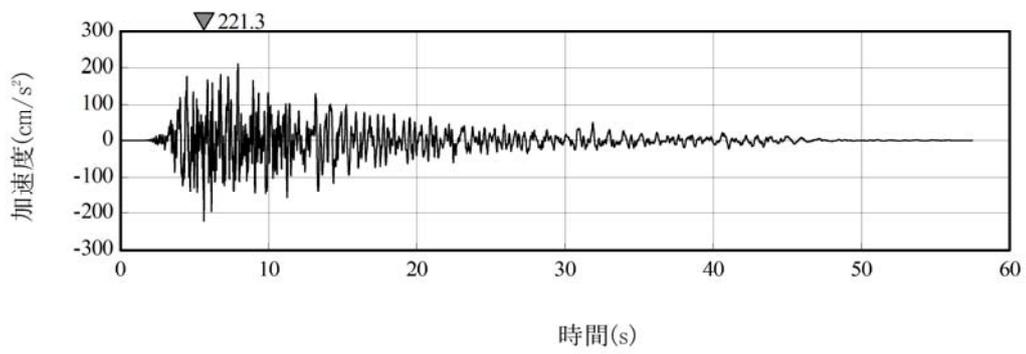


(b) EW方向

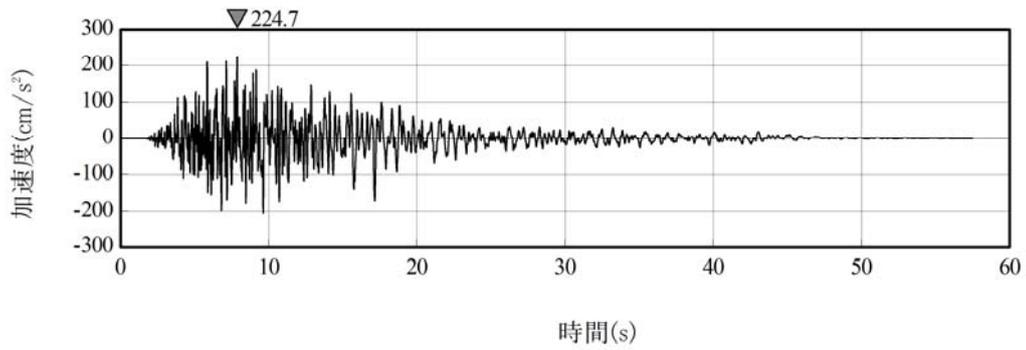


(c) UD方向

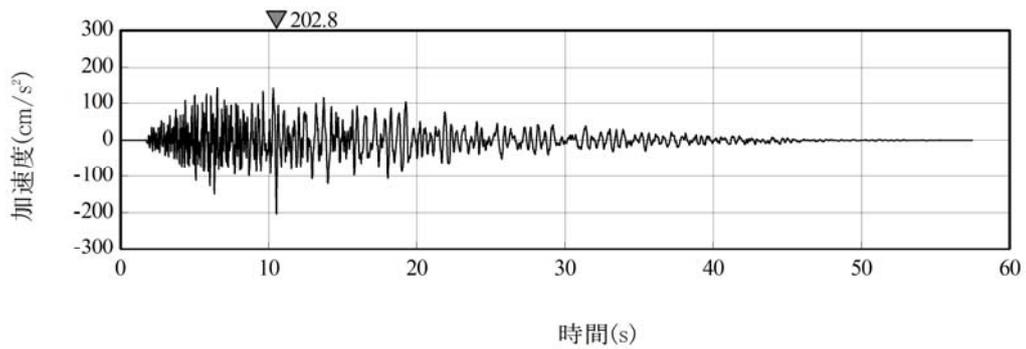
添5第13図(3) 弾性設計用地震動Sd-B2の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

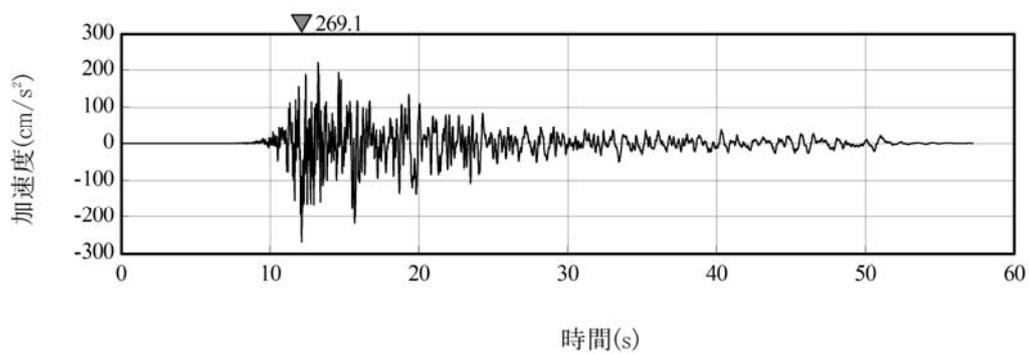


(b) EW方向

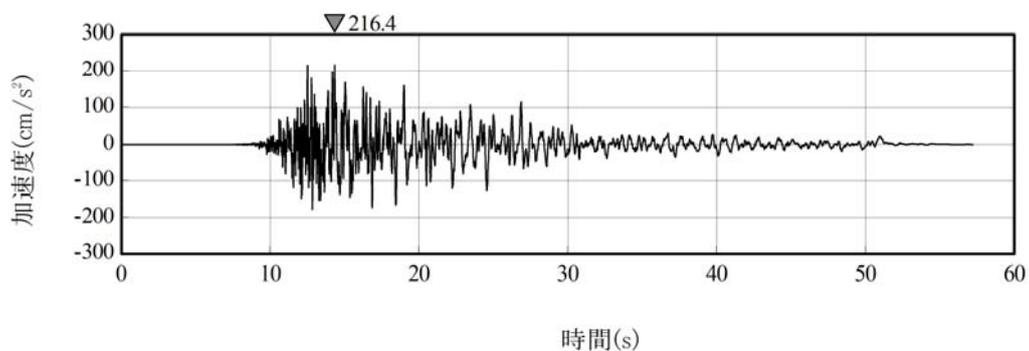


(c) UD方向

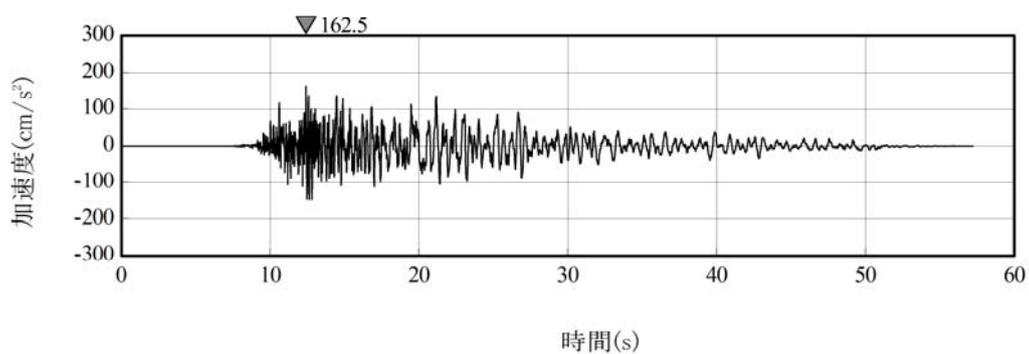
添5第13図(4) 弾性設計用地震動Sd-B3の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

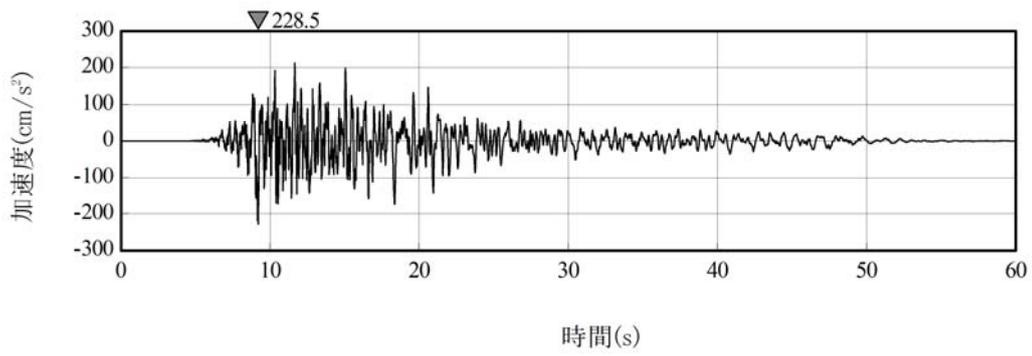


(b) EW方向

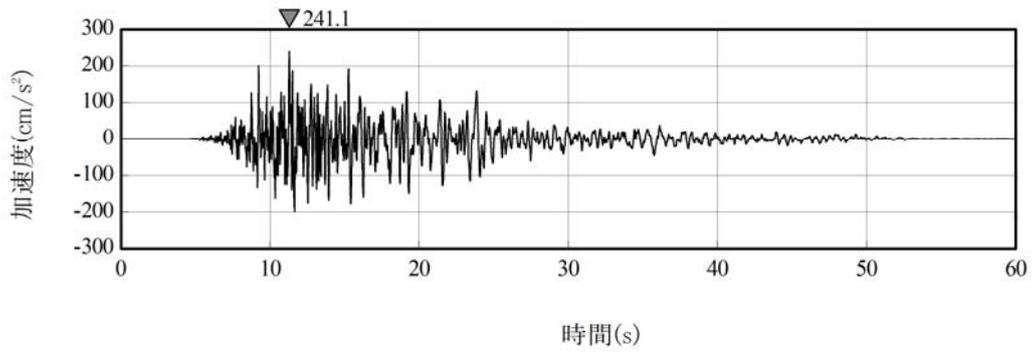


(c) UD方向

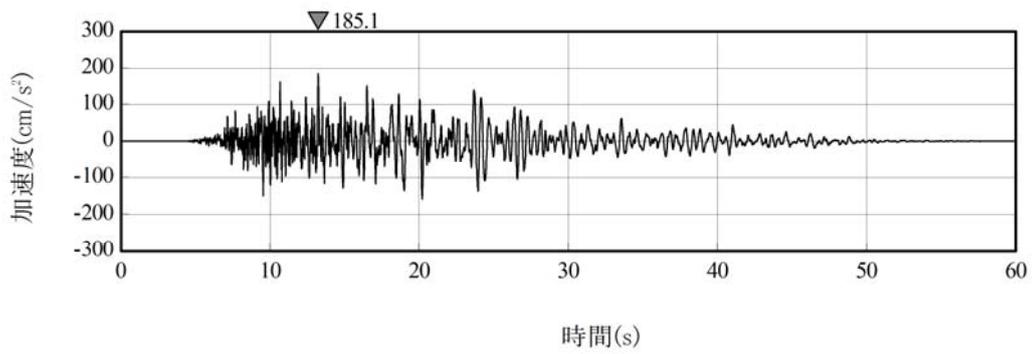
添5第13図(5) 弾性設計用地震動Sd-B4の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

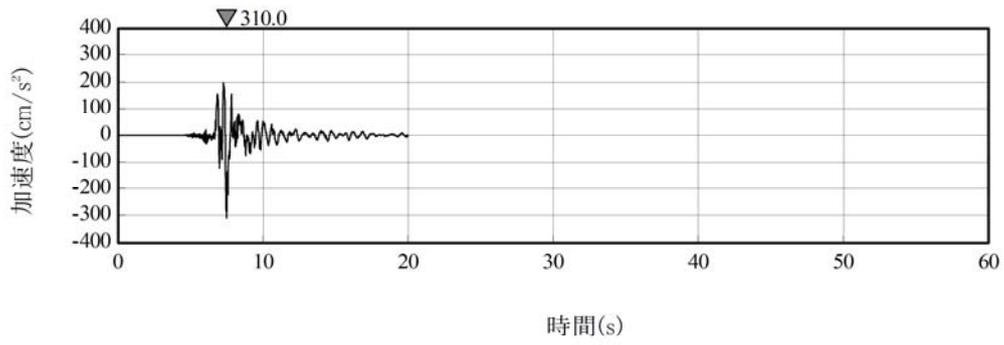


(b) EW方向

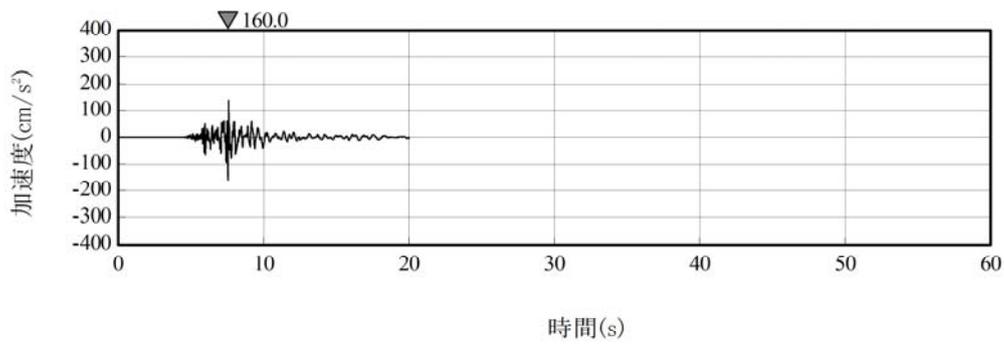


(c) UD方向

添5第13図(6) 弾性設計用地震動Sd-B5の加速度時刻歴波形

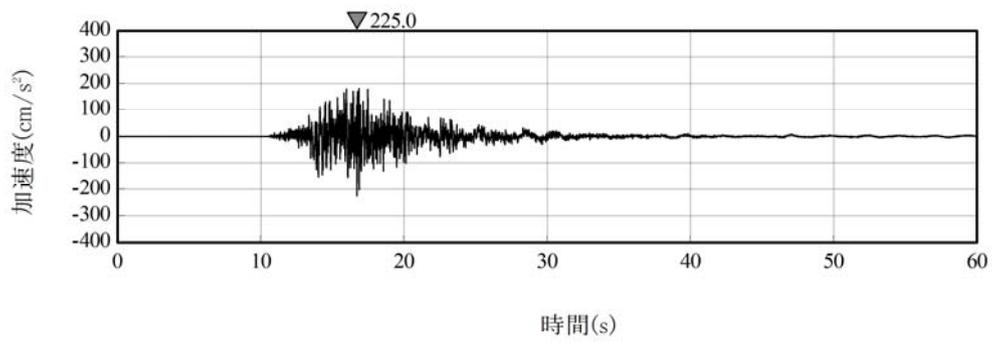


(a) 水平方向

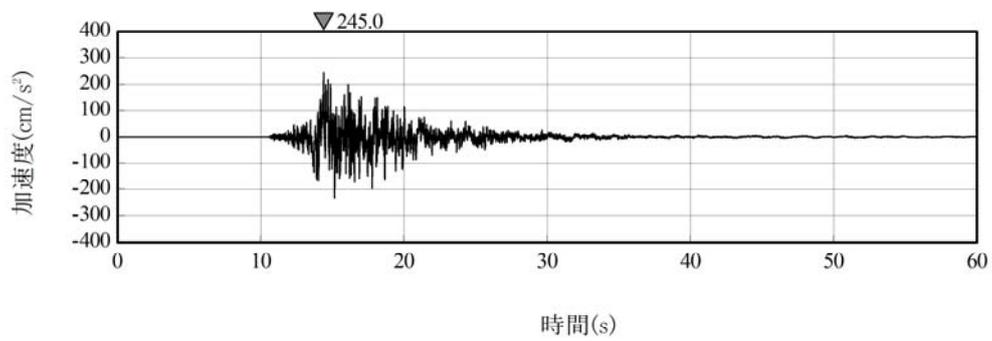


(b) 鉛直方向

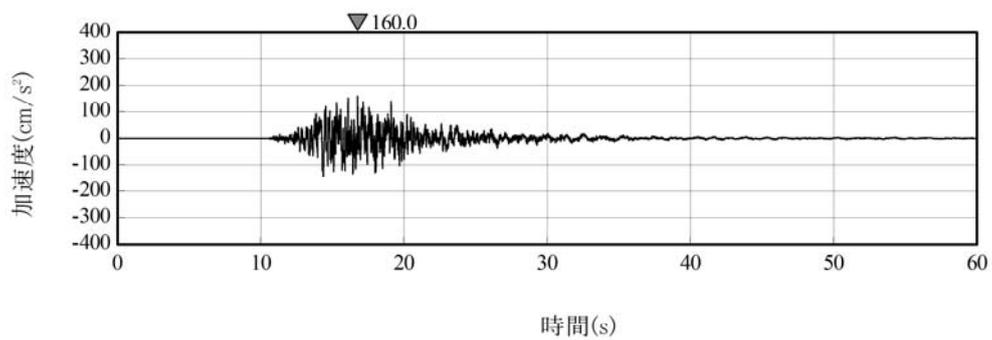
添5第13図(7) 弾性設計用地震動 Sd-C 1 の加速度時刻歴波形



(a) ダム軸方向

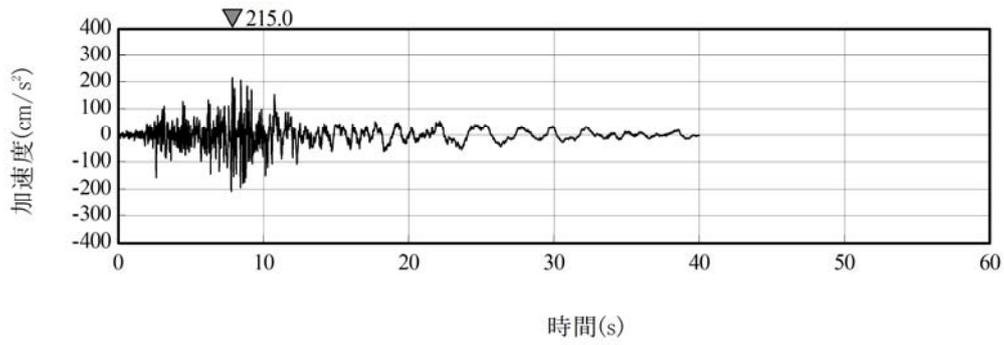


(b) 上下流方向

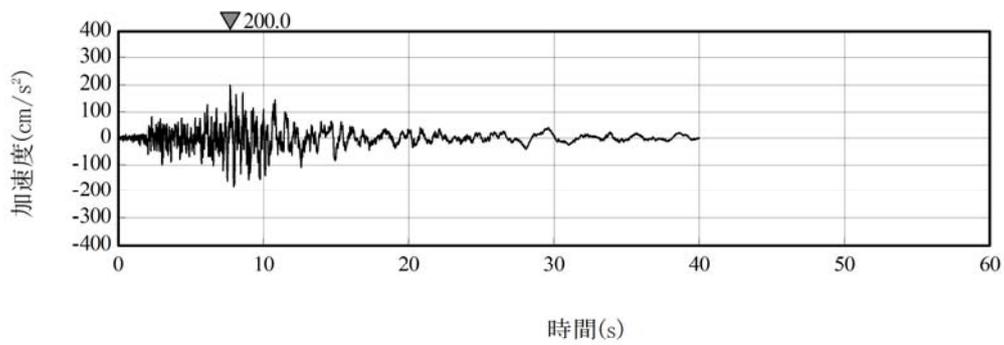


(c) 鉛直方向

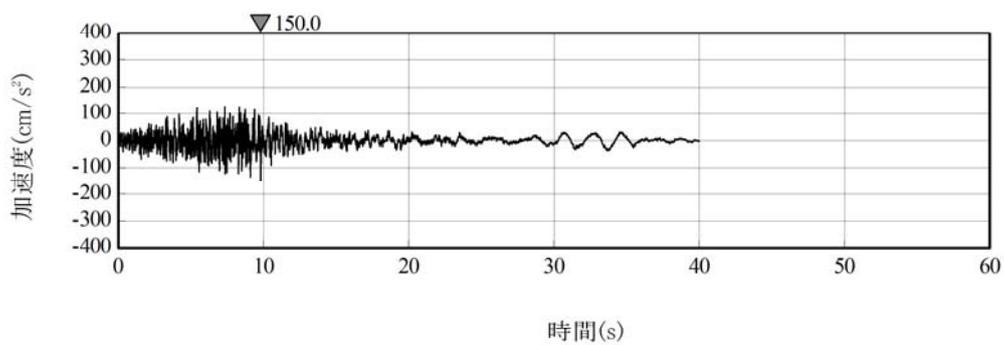
添5第13図(8) 弾性設計用地震動Sd-C2の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

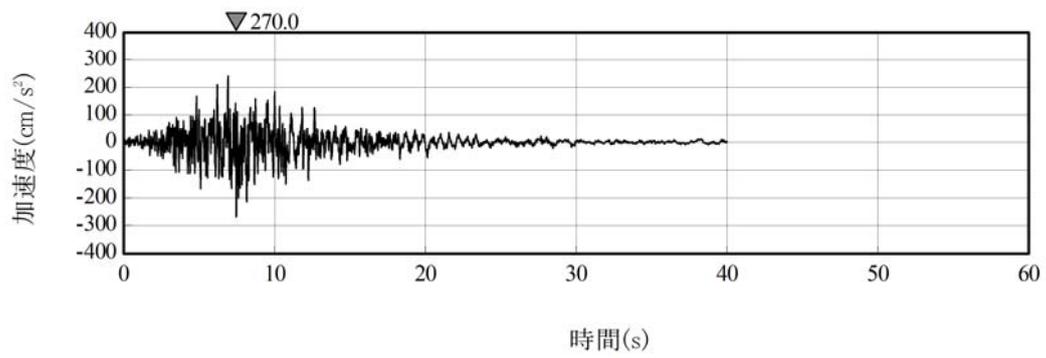


(b) EW方向

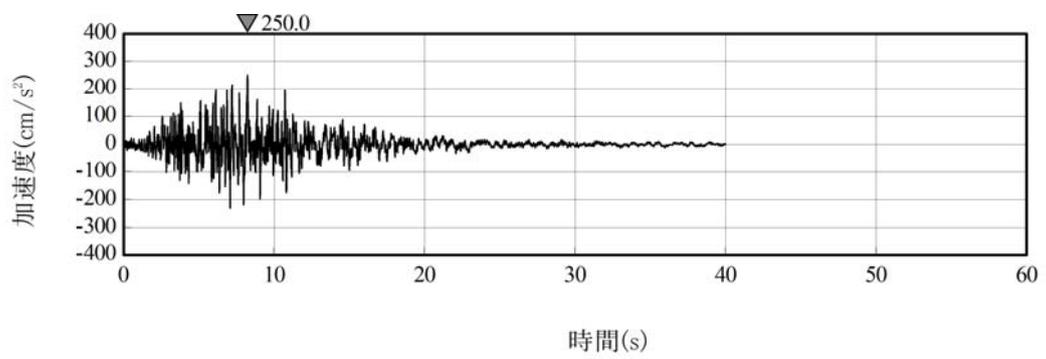


(c) UD方向

添5第13図(9) 弾性設計用地震動Sd-C3の加速度時刻歴波形

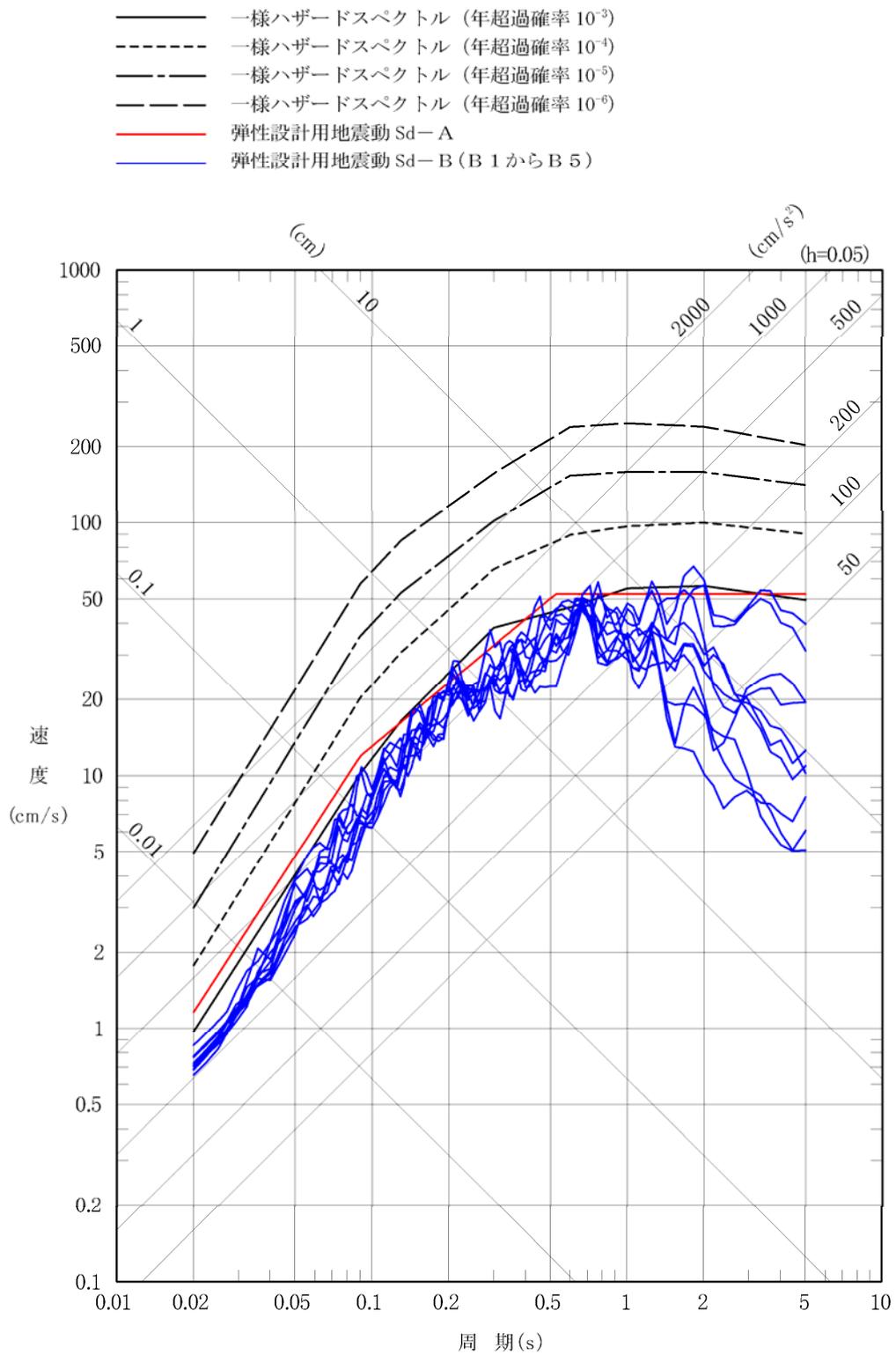


(a) NS方向

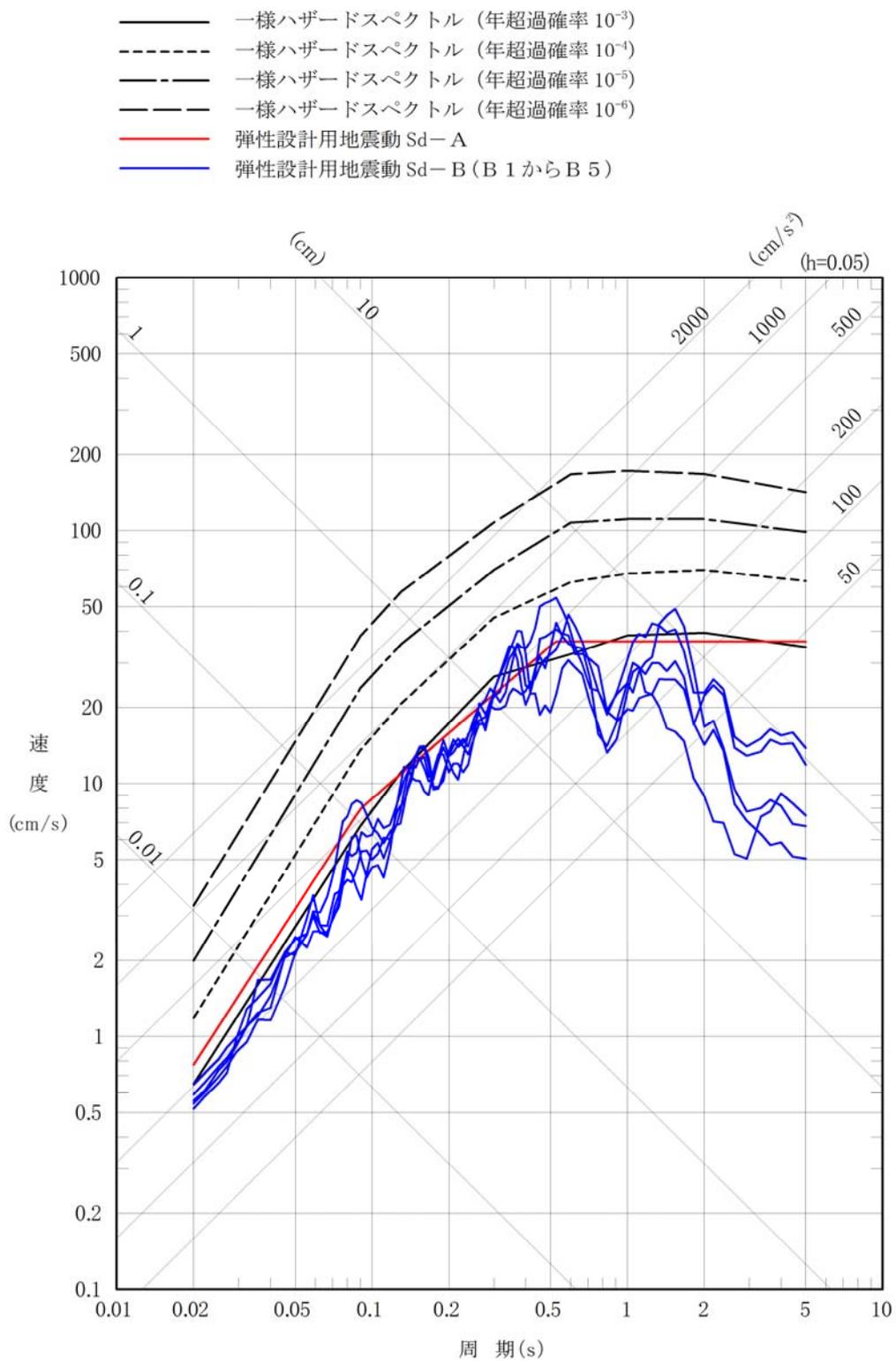


(b) EW方向

添5第13図(10) 弾性設計用地震動 Sd-C4 の加速度時刻歴波形

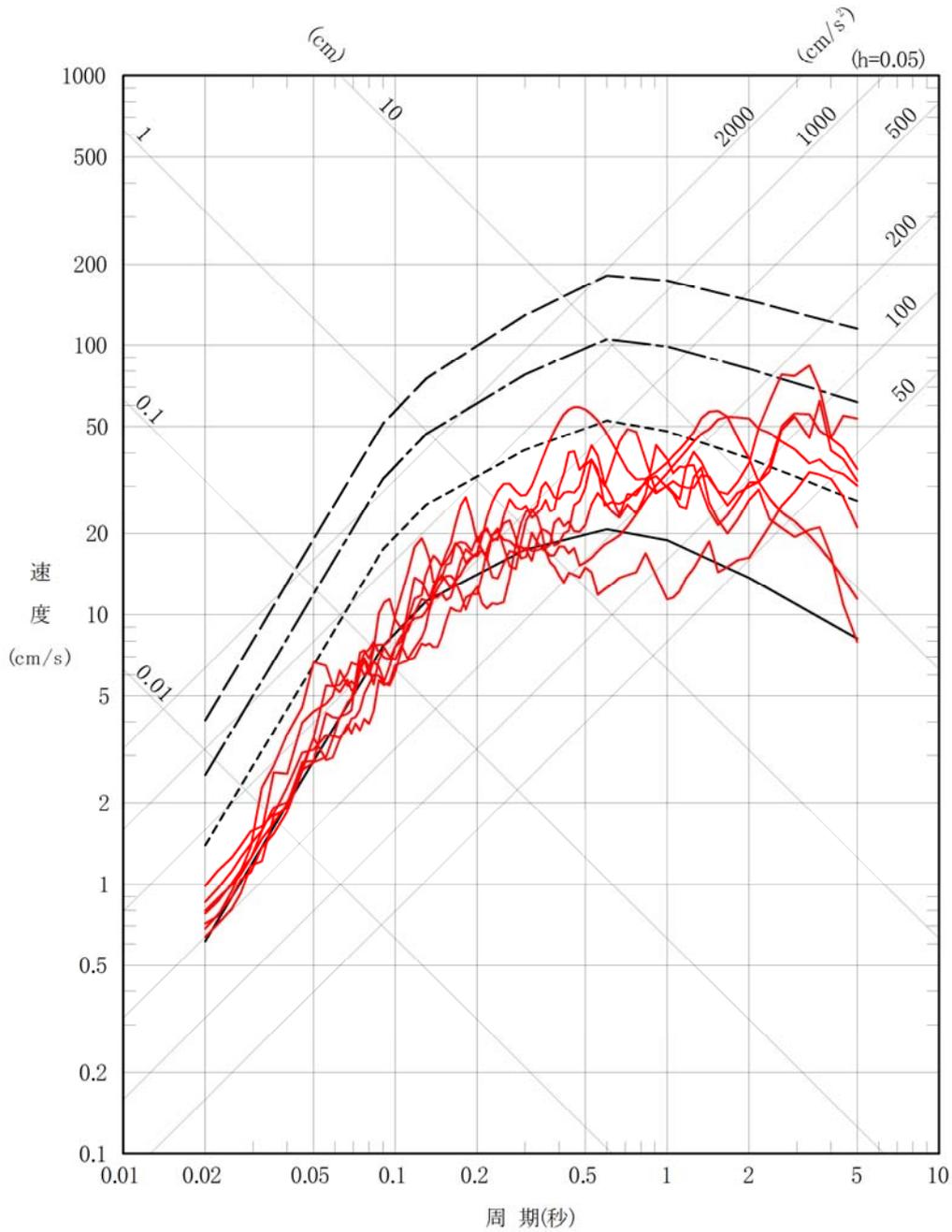


添5第14図(1) 弾性設計用地震動 Sd-A 及び Sd-B (B 1 から B 5) と一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)



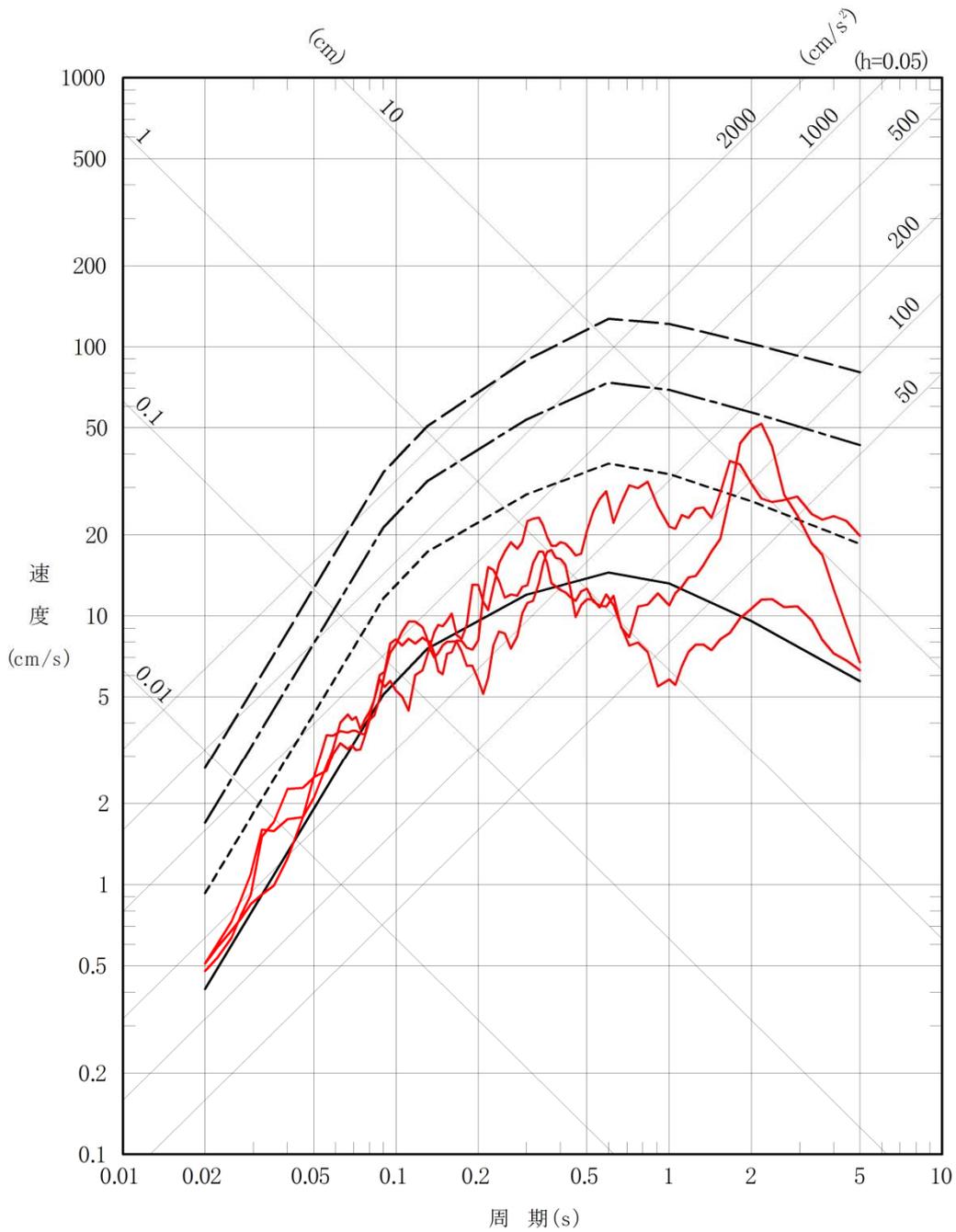
添5第14図(2) 弾性設計用地震動 Sd-A 及び Sd-B (B 1 から B 5) と一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)

- 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-3}$ )
- - - 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-4}$ )
- 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-5}$ )
- - - 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-6}$ )
- 弾性設計用地震動 Sd-C (C 1 から C 4)

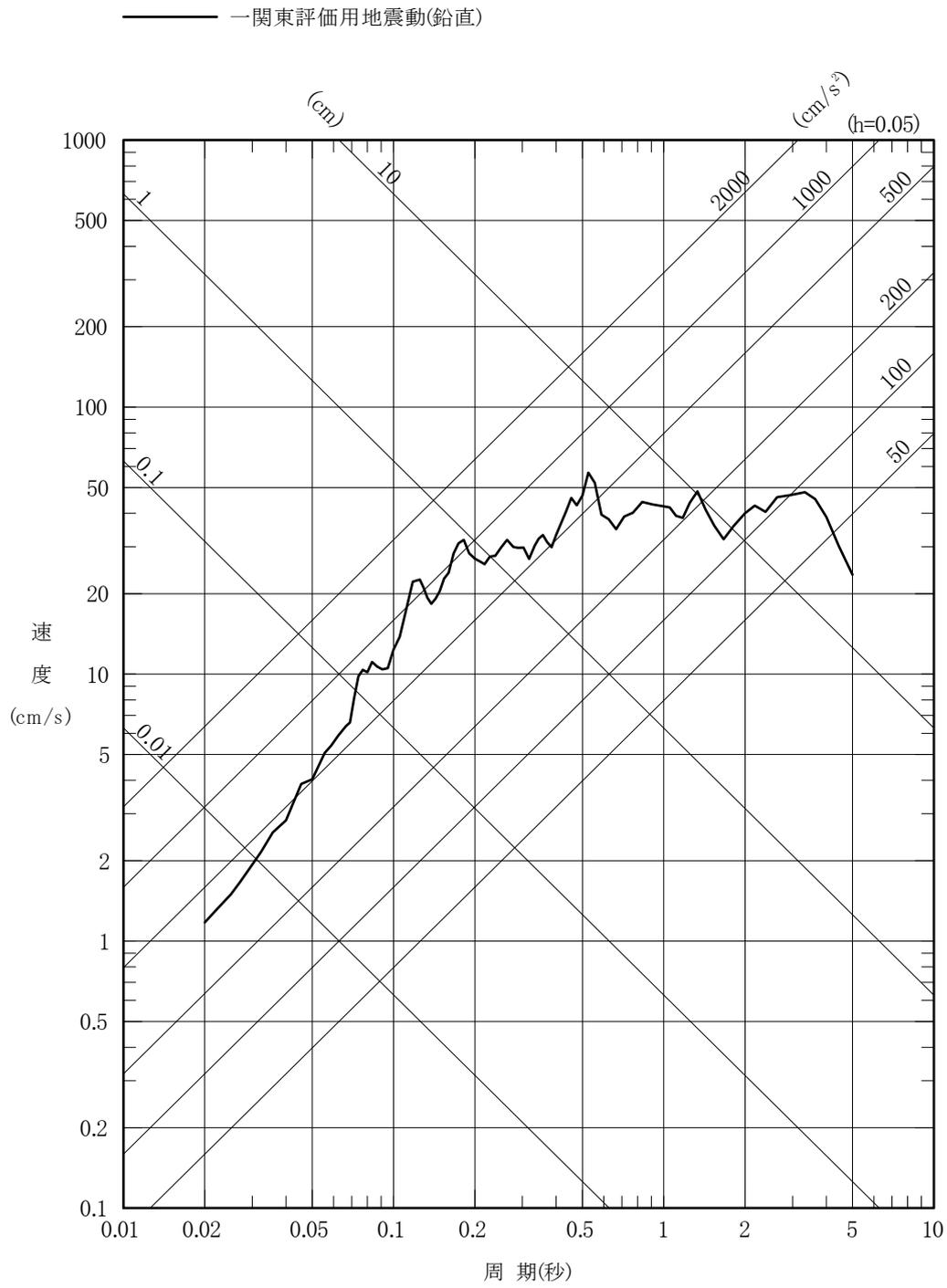


添5第15図(1) 弾性設計用地震動 Sd-C (C 1 から C 4) と一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)

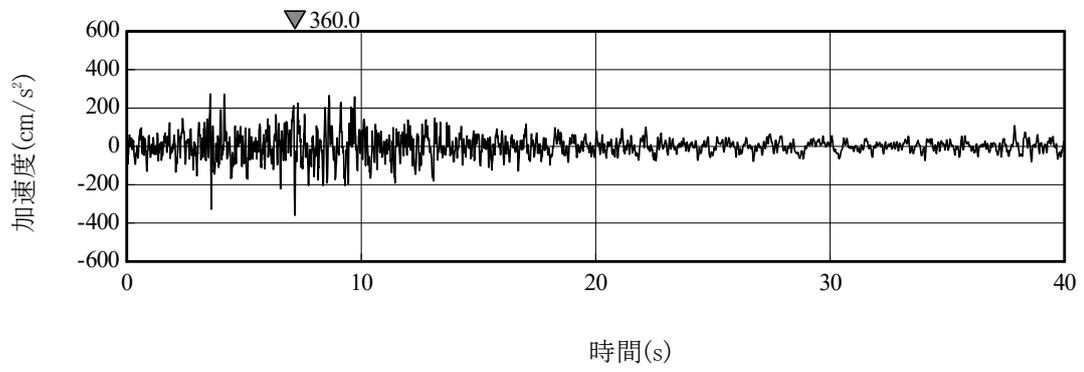
- 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-3}$ )
- - - 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-4}$ )
- 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-5}$ )
- 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-6}$ )
- 弾性設計用地震動 Sd-C (C 1 から C 3)



添5第15図(2) 弾性設計用地震動 Sd-C (C 1 から C 3) と  
一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)



添5第16図 一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトル



添5第17図 一関東評価用地震動（鉛直）の時刻歴加速度波形

## 2 章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト  
第7条:地震による損傷の防止

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2-1	耐震設計の基本方針	2/6	1	
補足説明資料2-2	水平2方向の地震力による影響に関する検討方針	11/29	0	
補足説明資料2-3	入力地震動算定用地盤モデルの設定の考え方	11/29	0	
補足説明資料2-4	地震応答解析の基本方針	11/29	0	
補足説明資料2-5	機能維持の検討方針	11/29	0	
補足説明資料2-6	安全上重要な施設と耐震重要度分類の整理	2/12	3	
補足説明資料2-7	荷重の組合せ	1/23	0	
補足説明資料2-8	設備・機器(排気設備を除く)の耐震重要度分類の変更	2/6	0	
補足説明資料2-9	排気設備の耐震重要度分類の変更	2/12	1	
補足説明資料2-10	明らかに放射性物質の取扱量が少ない設備間の配管の耐震重要度分類について	2/12	0	
補足説明資料2-11	安全機能限界と弾性限界に対応する入力荷重の比率に関する知見のMOX燃料加工施設への適用性について	2/12	0	
補足説明資料2-12	燃料加工建屋の施工性及び配置成立性の観点からの設計変更	<u>2/17</u>	<u>0</u>	
補足説明資料2-13	排気筒の位置変更について	<u>2/17</u>	<u>0</u>	
補足説明資料2-14	貯蔵容器搬送用洞道の設計について	<u>2/17</u>	<u>0</u>	

令和2年2月17日 RO

補足説明資料 2-12 (7条)

## 燃料加工建屋の施工性及び配置成立性の観点からの設計変更

### 1. 1 燃料加工建屋の階高変更

建屋の耐震性向上に伴い、一部の梁に補強が必要となったため、設備・機器に干渉箇所が生じた。

また、一部のグローブボックスの耐震重要度分類をSクラスとすることに伴い、グローブボックスの耐震性を向上させる耐震サポートを追加し、さらに火災発生時の延焼を防止するための防火ダンパ等が追加となったため、工程室内の天井部に設置スペースを確保することが困難となった。

そのため、燃料加工建屋の地下2階及び地下3階の階高を第1図に示すとおりそれぞれ60cm高くする設計変更を行う。

### 1. 2 燃料加工建屋の増床及び一部室のレイアウトの変更

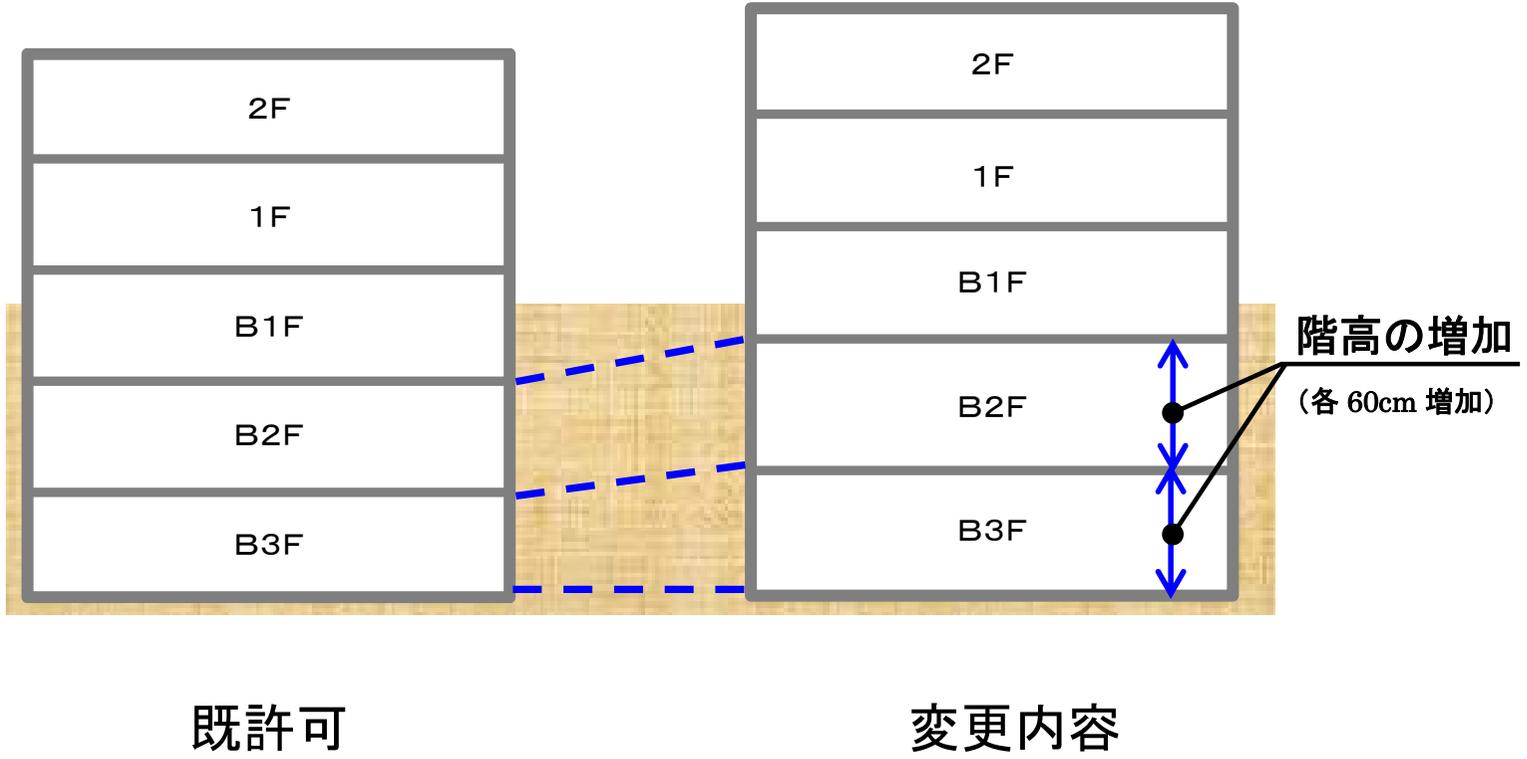
新規制基準対応で追加した設備・機器を燃料加工建屋内に収納するため、燃料加工建屋北側の屋上部分を第2図に示すとおり増床する。

増床箇所に設置する設備は、窒素循環用冷却水設備、常用所内電源設備等であり、安全上重要な施設ではなく、一般系の設備である。新規制基準対応で追加した設備・機器及び一般系の設備については第3図に示す。

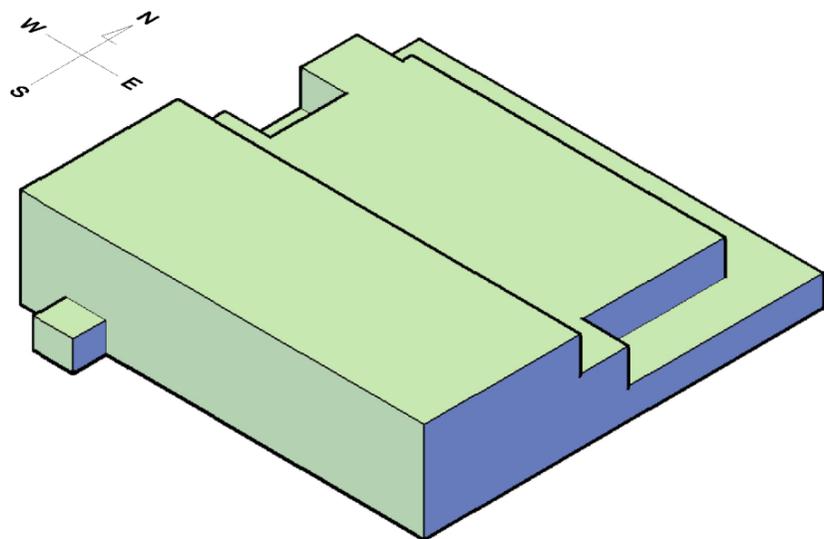
また、地下3階、地下1階、地上1階及び地上2階の一部の室について第4図に示すとおりレイアウトを変更する。

第1図 地下3階及び地下2階の階高の変更

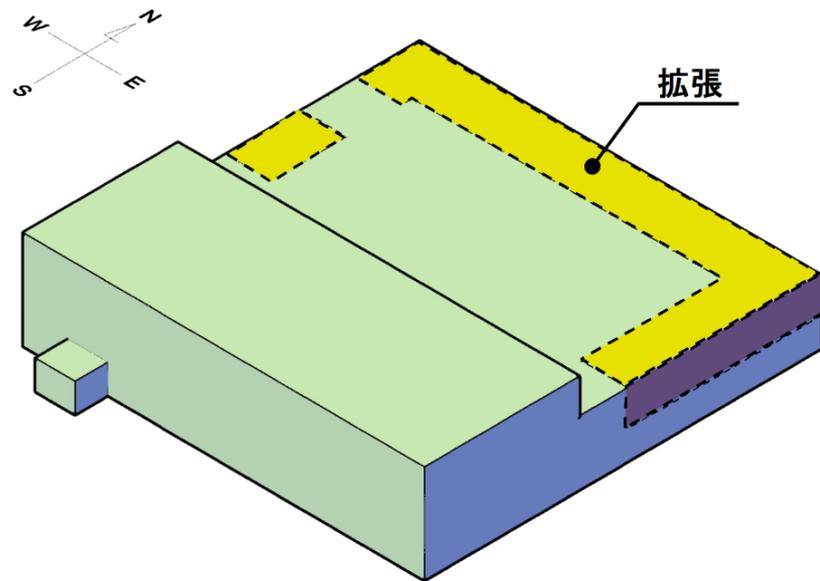
補-2-12-2



第2図 増床後の燃料加工建屋



既許可



変更内容

第3図 増床後に各階に設置する設備

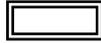
階層	主な設備配置等	階層	主な設備配置等	増床部分に収納する設備
2F	非常用所内電源設備(給気機械室), 給気設備, 窒素循環用冷却水設備	2F	非常用所内電源設備(給気機械室), 給気設備, 廃棄物保管エリア(一部)	窒素循環用冷却水設備, 常用所内電源設備
1F	非常用所内電源設備(発電機), 中央監視室, 常用所内電源設備	1F	非常用所内電源設備(発電機), 中央監視室(拡張), 非常用所内電源設備(拡張), 計算機室(変更)	
B1F	ウラン貯蔵エリア, 廃棄物保管エリア, 気体廃棄設備(排風機, 排気フィルタユニット)	B1F	ウラン貯蔵エリア, 気体廃棄設備(排風機, 排気フィルタユニット), 廃棄物保管エリア(縮小), [追加] 消火ガスボンベ庫	
B2F	燃料棒・集合体組立工程設備, 分析工程設備, 小規模試験設備	B2F	燃料棒・集合体組立工程設備, 分析工程設備, 小規模試験設備 [追加] 防火シャッタ, 防火ダンパ 等	
B3F	粉末調整工程設備, ペレット加工工程設備	B3F	粉末調整工程設備, ペレット加工工程設備 [追加] 防火シャッタ, 防火ダンパ 等	

※変更箇所は赤文字で示す。

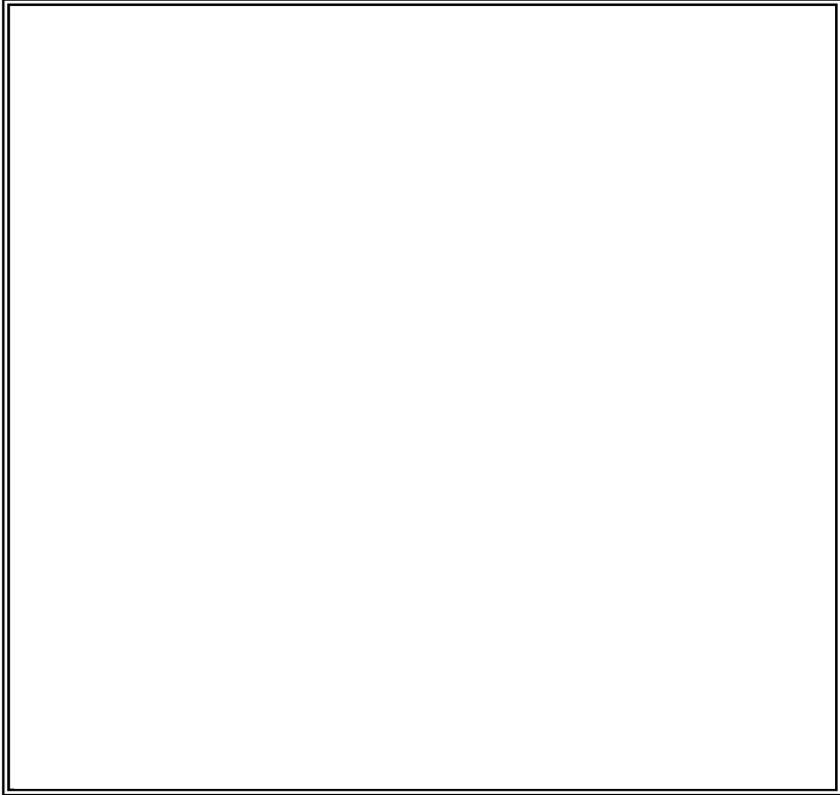
既許可

変更内容





については核不拡散上の観点から公開できません。



既許可

第4図 (2) 燃料加工建屋地下1階のレイアウト変更

補-2-12-6

1 燃料集合体組立クレーン室	9 排気フィルタ第3室	17 リフト室
2 梱包室	10 廃棄物保管第1室	18 溶接施行試験室
3 梱包準備室	11 選別作業室	19 窒素消火室
4 ウラン貯蔵室	12 冷却機械室	20 ダンパ駆動用ポンペ第3室
5 燃料集合体貯蔵室	13 廃油保管室	
6 排風機室	14 制御第6室	
7 排気フィルタ第1室	15 オイルタンク室	
8 排気フィルタ第2室	16 非常用発電機燃料ポンプ室	

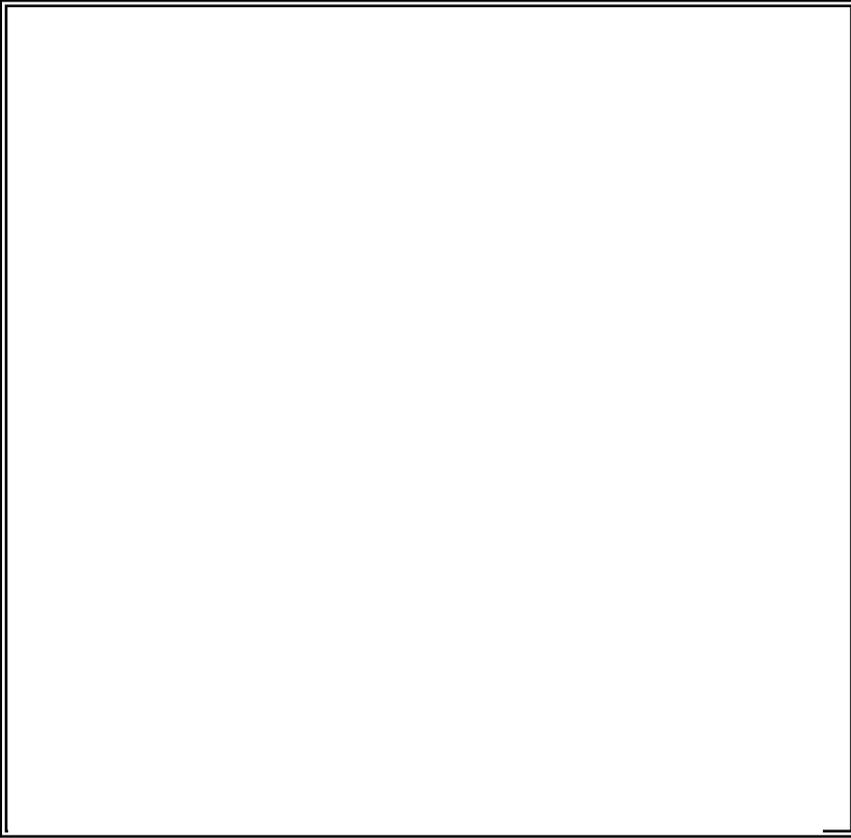
  

a 燃料集合体貯蔵チャンネル	K 溶接施行試験装置
b 建屋排風機	L 空調用蒸気設備
c 建屋排気フィルタユニット	M エレベータ
d 下段空排風機	
e 1段空排気フィルタユニット	
f グローブボックス排風機	
g グローブボックス排気フィルタユニット	
h 窒素循環冷却機	
i 窒素循環ファン	
j 非常用市内電源設備	
k 窒素消火装置	
m グローブボックス消火装置	
n 自動火災報知設備	
A ウラン粉末受払移送装置	
B ウラン粉末受払移送装置	
C ウラン貯蔵棚	
D ウラン粉末出入出装置	
E 組立クレーン	
F 燃料ホルダ取付装置	
G 燃料集合体貯蔵倉庫	
H 選別・保管G-B	
I 溶接水設備	

変更内容

□については核不拡散上の観点から公開できません。

第4図 (3) 燃料加工建屋地上1階のレイアウト変更



既許可

1 貯蔵梱包クレーン室	11 除染室	21 非常用電気A室	31 非常用発電機A制御室
2 輸送容器保管室	12 放射能測定室	22 非常用蓄電池A室	32 非常用発電機B制御室
3 輸送容器検査室	13 放射能測定室	23 非常用発電機B室	
4 入出庫室	14 計算機室	24 非常用電気B室	
5 出入管理室	15 中央監視室	25 非常用蓄電池B室	
6 入城室	16 非常用蓄電池E室	26 二酸化炭素消火設備第1室	
7 退城室	17 非常用電気E室	27 二酸化炭素消火設備第2室	
8 汚染検査室	18 非常用制御盤A室	28 混合ガス受槽室	
9 放射線管理室	19 非常用制御盤B室	29 混合ガス計装ラック室	
10 輻射放射線管理室	20 非常用発電機A室	30 入出庫室前室	

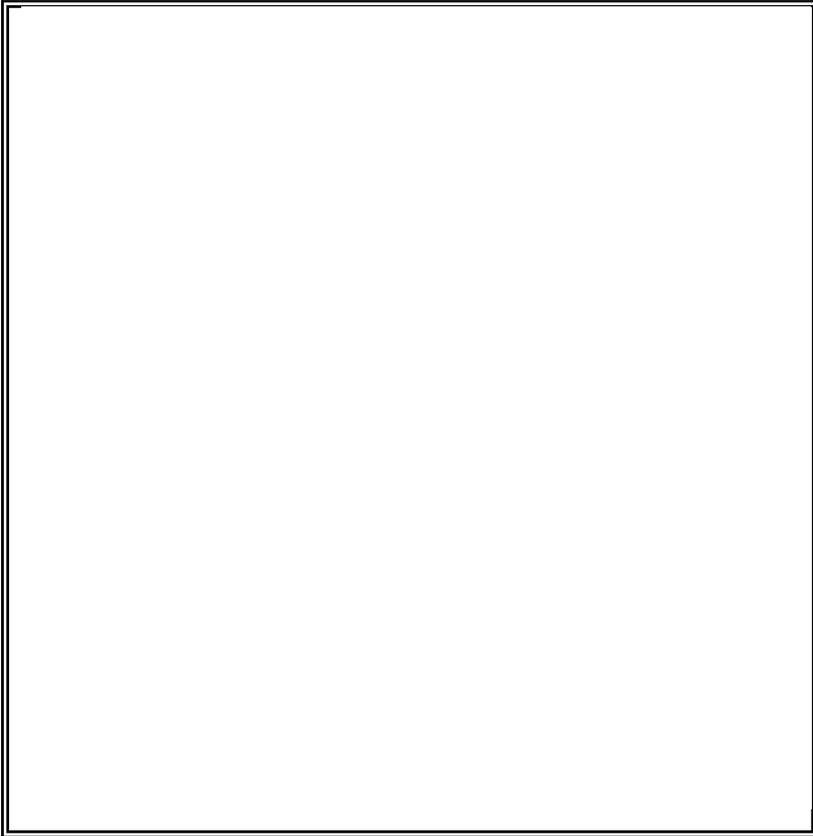
  

<p>a 非常用所内電源設備</p> <p>b 水素・アルゴン混合ガス設備</p> <p>c 二酸化炭素消火装置</p> <p>d グローブボックス温度監視装置</p> <p>e 自動火災報知設備</p> <p>f 早期消火装置</p> <p>A 貯蔵梱包クレーン</p> <p>B 貯蔵蓋取付装置</p> <p>C 容器移送装置</p> <p>D 入出庫クレーン</p> <p>E フード</p> <p>F 運転管理用計算機</p> <p>G 臨界管理用計算機</p> <p>H 垂直搬送機</p> <p>J エレベータ</p>	<p>※1 ・グローブボックス排風機の排気機能の維持に必要な回路を設置</p> <p>・工程室排風機の排気機能に必要な回路を設置</p> <p>・建屋排風機の排気機能の維持に必要な回路を設置</p> <p>・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設置</p> <p>・加圧度大による緊急遮断弁作動回路を設置</p> <p>・延焼防止ダンパ及び逃げエリア形成用自動閉止ダンパのダンパ作動回路を設置</p> <p>※2 ・施結内圧力異常検知による内圧力異常検知回路を設置</p> <p>・小規模焼結処理装置の内圧力異常検知による内圧力異常検知回路を設置</p> <p>※3 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び遮断弁を設置</p>
---	--

変更内容

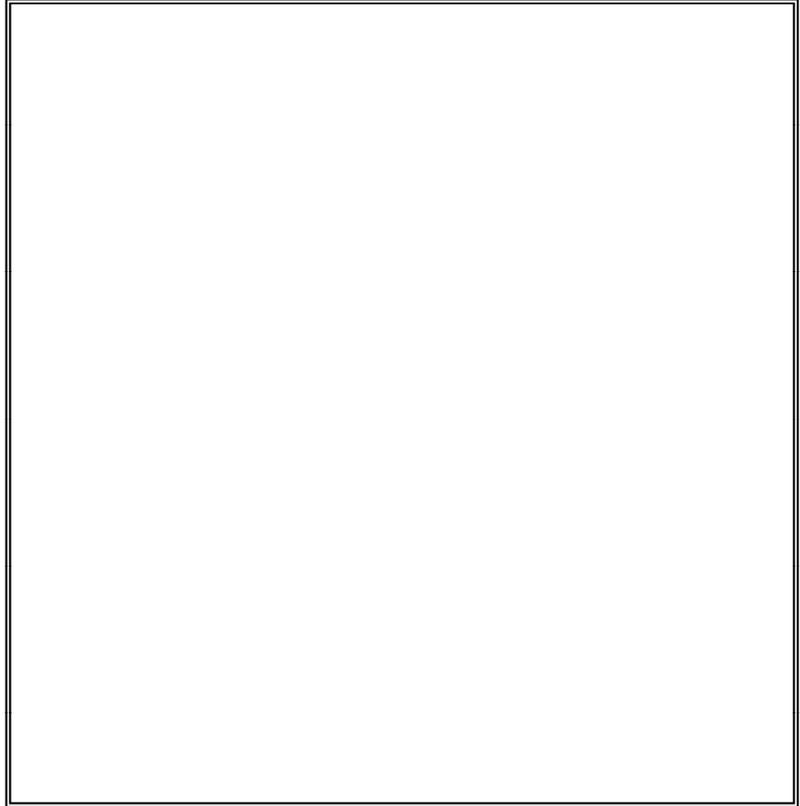


については核不拡散上の観点から公開できません。



既許可

- 1 給気機械・フィルタ室
- 2 固体廃棄物払出準備室
- 3 非常用発電機給気機械A室
- 4 非常用発電機給気機械B室
- 5 荷卸室
- 6 熱源機械室
- 7 設備搬入口前室
- 8 廃棄物保管第2室



- a 非常用所内電源設備
- A 梱包天井クレーン
- B 保管室天井クレーン
- C 給気フィルタユニット
- D 送風機
- E 窒素循環用冷却水設備
- F 垂直搬送機
- G 設備搬入用クレーン
- H エレベータ

変更内容

第4図 (4) 燃料加工建屋地上2階のレイアウト変更

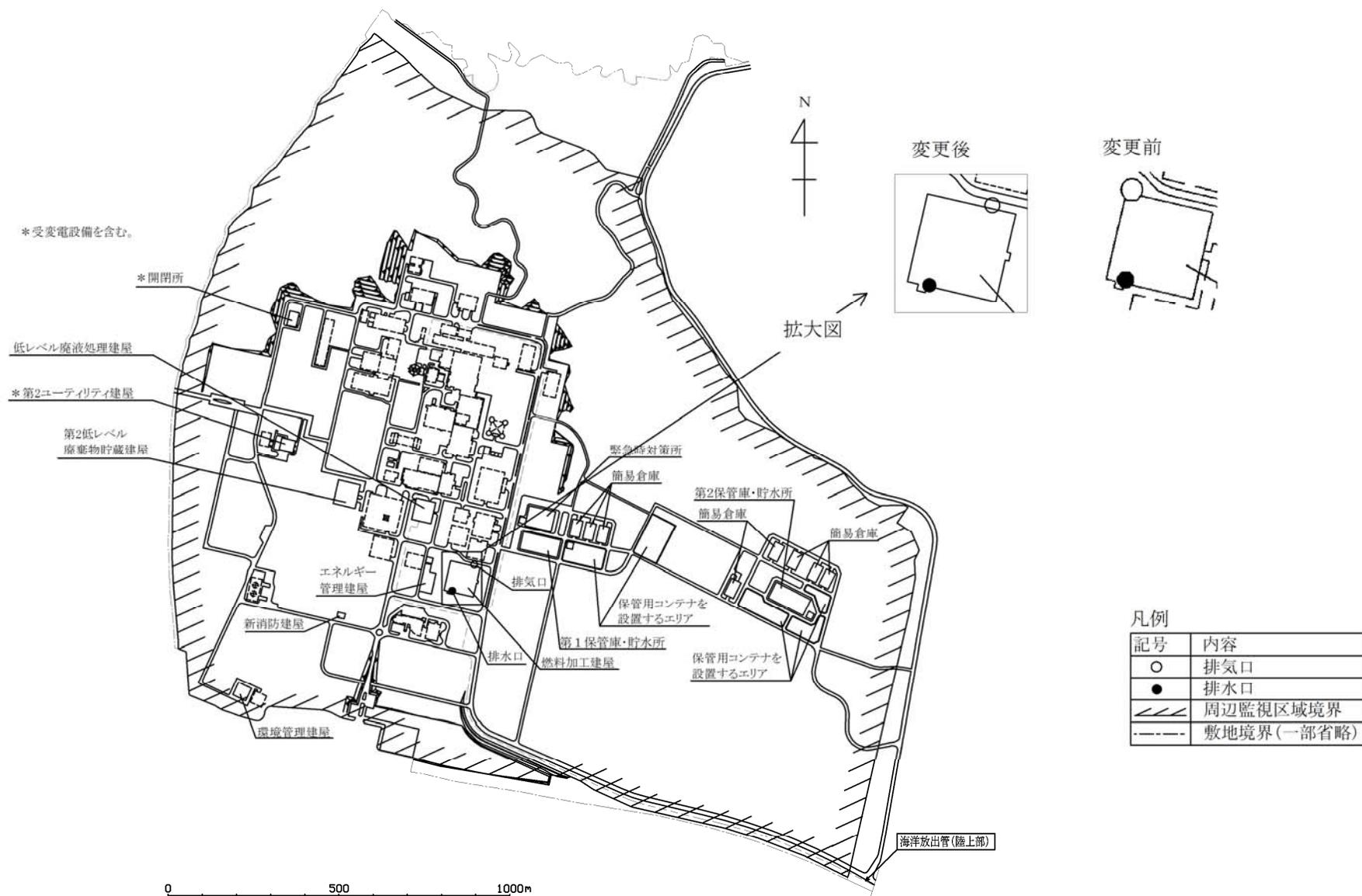
令和2年2月17日 RO

補足説明資料 2-13 (7条)

## 排気筒の位置変更について

### 1. 排気筒の位置変更

安全機能を有する施設である排気筒は、燃料加工建屋北西側外壁面に設置していたが、建屋の施工性を考慮し、約 70m 東へ移動させ、北東側外壁面に設置する変更を行う。排気筒の配置については第 1 図に示す。



第1図 排気筒の配置

令和2年2月17日 RO

補足説明資料 2-14 (7条)

## 貯蔵容器搬送用洞道の設計について

### 1. 貯蔵容器搬送用洞道の概要

燃料加工建屋は、ウラン・プルトニウム混合酸化物を加工する成形施設、被覆施設及び組立施設並びに核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等を収容するための建屋であり、再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の南側に隣接して設置する。

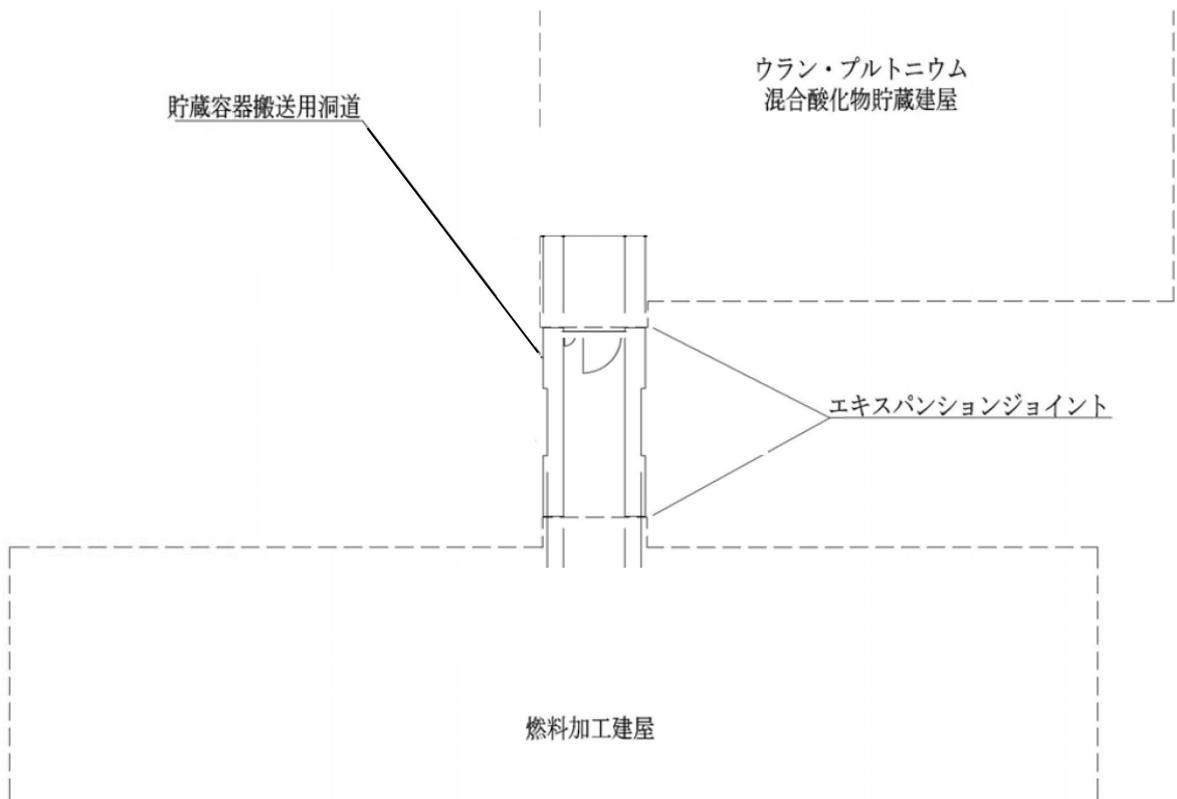
また、燃料加工建屋はウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋とは地下に設置する貯蔵容器搬送用洞道(以下、「本洞道」という。)を介して接続する。

### 2. 貯蔵容器搬送用洞道の設計

本洞道は、原料 MOX 粉末をウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋より洞道搬送台車にて燃料加工建屋へ供給する物品搬送の用に供する鉄筋コンクリート造の地下埋設洞道であり、支持地盤である鷹架層中部層にマンメイドロックを介して支持される。

また、燃料加工建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋に対する本洞道接続部分は、エキスパンションジョイントにより接続し、建屋と本洞道との間隔が相対する各々の地震時最大水平変位の和を十分に上回るようにすることで、隣接する建物に影響を与えない設計としている。

貯蔵容器搬送用洞道と各建屋の接続については、第1図に示す。



第1図 貯蔵容器搬送用洞道と各建屋の接続（イメージ）